

平成24年 6 月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成24年 6 月20日～21日

場 所 第5委員会室

平成24年 6 月 20 日（水曜日）

について

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第2号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 工事請負契約の変更について
- 議案第7号 損害賠償の額の決定について
- 議案第8号 損害賠償の額の決定について
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（職権調停事件に係る調停案の受諾について）
- 報告事項
  - ・ 損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
  - ・ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（別紙2）
  - ・ 平成23年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙3）
  - ・ 平成23年度宮崎県事故繰越し繰越計算書（別紙4）
- 請願第21号 平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
  - ・ 東九州メディカルバレー構想 地域活性化総合特区指定以降の動きについて
  - ・ 新卒者等の就職支援について
  - ・ 平成23年度 県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績について
  - ・ 県北地区県営住宅への指定管理者制度の導入

出席委員（8人）

委員 長	山下 博三
副委員 長	重松 幸次郎
委員	緒嶋 雅晃
委員	中野 一則
委員	押川 修一郎
委員	右松 隆央
委員	田口 雄二
委員	凶師 博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	米原 隆夫
商工観光労働部次長	成合 修
企業立地推進局長	福田 裕幸
観光交流推進局長	安田 宏士
商工政策課長	中田 哲朗
金融対策室長	菓子野 信男
工業支援課長	田中 保通
商業支援課長	椎 重明
労働政策課長	山之内 点
地域雇用対策室長	平原 利明
企業立地課長	黒木 秀樹
観光推進課長	向畑 公俊
みやざきアピール課長	井手 義哉
工業技術センター所長	勢井 史人
食品開発センター所長	工藤 哲三
県立産業技術専門校長	篠田 良廣

県土整備部

県土整備部長	濱田 良和
--------	-------

県土整備部次長 ( 総 括 )	坂 本 義 広
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	大田原 宣 治
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	井 上 康 志
高速道対策局長	中 野 穰 治
部参事兼管理課長	江 藤 修 一
用地対策課長	河 野 俊 春
技術企画課長	前 田 安 徳
工事検査課長	高 橋 利 典
道路建設課長	谷 口 幸 雄
道路保全課長	永 田 宣 行
河 川 課 長	東 憲之介
ダム対策監	上 山 孝 英
砂防課長	加 藤 仁 志
港 湾 課 長	坂 元 政 嗣
空港・ポート セールス対策監	矢 野 透
都市計画課長	大 谷 睦 彦
建築住宅課長	伊 藤 信 繁
営 繕 課 長	酒 井 正 吾
施設保全対策監	上別府 智
高速道対策局次長	沼 口 晴 彦

事務局職員出席者

議事課主任主事	大 山 孝 治
議事課主査	関 谷 幸 二

○山下委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりとしておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○米原商工観光労働部長 おはようございます。初めに、お礼を申し上げます。委員の皆様方には、先般の県内調査におきまして、県北・県南地域の商工観光労働部関連の施設等を数多く調査いただきました。まことにありがとうございました。

本日は、お配りしております常任委員会資料の表紙の目次にありますとおり、平成24年6月定例県議会提出議案及び商工観光労働部をめぐる最近の動きについて、3件ございますが、御説明をいたします。

まず、資料の1ページをお開きください。本議会に商工観光労働部から提出しております議案でございます。議案第2号の「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、いわゆる地域主権一括法の成立に伴い、市町村への権限移譲に関する当該条例につきましては、中小小売商業振興法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。この議案の詳細、さらには報告事項につきましては、担当課長及び室長からこの後、御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○**椎商業支援課長** 商業支援課でございます。

資料の1ページをごらんください。議案第2号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、改正理由であります。中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定など、知事の権限に属する事務を「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」に基づいて一部の市に移譲しているところではありますが、その事務が、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権推進一括法の公布に伴いまして、すべての市に移譲されるため、同条例を改正し、当該事務に関する規定を削除するものであります。

削除する事務につきましては、商店街整備計画の認定等に関する事務、店舗集団化計画の認定等に関する事務、共同店舗等整備計画の認定等に関する事務、商店街整備等支援計画の認定等に関する事務でありまして、条例別表、第2条関係でございますが、18の10及び18の11、お手元の議案書の5ページから7ページに掲載されているとおりでございます。

施行期日につきましては、改正条例公布の日でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**山下委員長** 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はありますか。

○**田口委員** すべての市に移譲される——これまでは一部の市にということでしたが、一部の市というのはどこどこになりますか。

○**椎商業支援課長** この事務につきましては、平成19年4月から、宮崎市、都城市、延岡市に

権限を移譲しております。以上です。

○**緒嶋委員** 市以外はどうなっているんですか。

○**椎商業支援課長** 市以外の町村につきましては、県に権限が残っております。以上であります。

○**山下委員長** よろしいでしょうか。

なければ、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○**田中工業支援課長** 工業支援課でございます。

委員会資料の2ページをごらんください。東九州メディカルバレー構想の総合特区指定以降の動きにつきまして、御報告いたします。

まず、1の構想に関連する主な取り組みであります。東九州メディカルバレー構想につきましては、取り組みを促進するために、大分県と共同で地域活性化総合特区の申請を行っておりましたが、昨年12月に内閣総理大臣の指定を受けたところであります。その後、同じく12月には、宮崎大学で医学部と工学部が連携し、医療ニーズとテクノロジー分野を組み合わせた研究開発を目指す「宮崎大学医工連携プロジェクト」が発足しておりまして、大学におきましても力を入れていこうという動きが出てきております。

平成24年に入りましてからは、地域医療の向上や医療機器の開発につながる研究拠点づくりを推進するために、2月に、県と延岡市の共同寄附によりまして、宮崎大学医学部に血液・血管先端医療学講座を設置したところでありまして、ここに人工透析や血液浄化療法に詳しい担当教授1名が配置されております。

なお、3月には、県立延岡病院に拠点スペースが開設されまして、4月からは、この拠点に

助教クラスの医師1名が新たに配置されまして、診療及び研究を開始しているところでございます。

また、延岡市も、メディカルバレー構想と連携しながら、メディカルタウン構想に取り組んでおりますが、2月にはシンポジウムを開催し、また延岡市、日向市、門川町の2市1町で医療機器産業等の振興に関する連携協定を締結されております。

今年度になりましてからは、経済産業省の補助事業を活用しました血液・血管医療に関するネットワーク形成調査事業、これを申請しておりましたところ、4月になりまして採択という連絡がございました。今後、医療情報のネットワークを形成するための基礎調査等を行うこととしております。

また、医療機器関連産業への参入等を推進するために、医療機器産業研究会を組織しておりますが、4月から5月にかけて、日向市にあります東郷メディキットの製造現場見学会、あるいはセミナー、講演会等を行ったところであります。

企業誘致関係では、延岡市にクレアパーク延岡工業団地がありますがけれども、医療機器関連企業などの誘致を促進するために、5月に、県と延岡市、九電等で企業立地促進協議会を設置しております。

また、県の企業立地促進補助金を医療機器関連産業を初め、重点的に取り組む4分野につきまして拡充しまして、9月1日から、雇用割単価を県外・県内立地企業ともに大きく増額することとしております。

6月4日には、宮崎県、大分県の産学官関係者で構成いたします東九州メディカルバレー構想推進会議を開催しまして、構想の取り組みや

総合特区の進捗状況等につきまして協議を行ったところであります。

次に、3ページをごらんください。2の医療機器産業研究会の取り組みについてであります。医療機器産業研究会は、先ほど少し説明をいたしました、(1)にありますように、県内の産学官が連携して、企業の医療機器産業への新規参入あるいは取引拡大を推進する目的で、昨年10月に設立いたしました。会員数は、(3)にありますように、企業34社、支援機関11団体の計45会員となっております。4ページをごらんください。県北、県央、県南、それぞれの企業に御参加をいただいているところでございます。詳しくは後ほどごらんいただきたいと思っております。

もう一度3ページにお戻りください。(4)の活動状況等ですが、①のような各種セミナー等を開催しまして、医療機器産業に関する専門知識の向上を図っているほか、②にありますように、「メディカルクリエーションふくしま」「MEDTEC Japan」といった医療機器展示会への出展、商談会への参加などを行っております。こうした中、③にありますように、旭化成メディカルが人工透析用の中空糸膜の工場を増設されているほか、研究会の会長企業である安井株式会社が医療機器製造業許可という資格を取得されております。さらに、東郷メディキットが、これまで県外から調達してしました留置針の針先部分、これを日向市の自社工場で生産する方針を発表されるといったような動きが出てきております。今後は、昨年度から設置しておりますコーディネーターによる支援、あるいは薬事法や医療業界の事情に詳しい専門家をお呼びしてのセミナーの開催などを予定しておりまして、後に続く企業が生まれ、医

療機器産業の集積が進んでいくことを期待しているところでございます。

最後に、3の総合特区に係る規制緩和、財政支援要望についてであります。現在、関係省庁と協議を行っているところでございますが、現時点での状況を御説明しますと、(2)にありますような規制緩和について認められましたほか、補助制度の採択審査において配慮されるというものがございます。

規制緩和で申しますと、例えば1つ目の医療機器製造販売業許可の総括製造販売責任者の学歴要件、経験者配置要件の緩和であります。ちょっと専門的になりますので、内容を補足して御説明いたしますと、医療機器製造販売業許可は、先ほど安井株式会社がとられました医療機器製造業許可に加えまして、販売まで行えるという資格であります。これには薬事法で総括製造販売責任者の設置が義務づけられておりまして、資格としましては、大学等で物理学等に関する専門課程を修了した後に、医療機器の品質管理等に関する業務に3年以上従事した者という要件が定められております。経営基盤の弱い中小企業にとりまして、今申し上げましたような資格を有する人材の確保は大変厳しいものがありますので、大学等という学歴要件を高校等に、それから品質管理等の業務に3年以上従事したという経験を一定の講習受講者にするなどの要件緩和を要望いたしました。

この件につきましては、国と協議を行いました結果、我々の要望を満たす形での薬事法施行規則の改正を行いまして全国展開するとの方針が示されたところでございます。これによりまして、医療機器産業への本格的な参入を目指す中小企業にとりまして、将来的に医療機器製造販売業の許可まで見据えましたビジネスプラン

を描くことが可能となりまして、企業の新規参入への大きな後押しになるのではないかと考えております。

また、2つ目の非治験臨床性能評価制度適用範囲の拡大であります。これも大変申しわけございません。非常に専門的な話になりまして、わかりにくいかと思えますけれども、内容を補足して御説明いたしますと、例えば注射針などの比較的人体へのリスクが少ない医療機器を管理医療機器とっておりますけれども、このクラスの品目というのは新規参入を目指す企業にとりまして比較的参入しやすい分野と言われております。針でいえば、安全性というのはもちろんでありますけれども、実際に刺したときの痛みが少ないかどうかというのも非常に重要な要素でございます。そのためには、実際に人に刺してみるという試験が必要であります。企業が薬事法上の一定の手続の前にこういった機器の試験を人に対して行う場合には、大変厳格な基準のもとで行う必要がございます。費用面、時間ともに多大な負担が生じる場合がございます。その負担を軽減できないか、国と協議を行いました結果、例えば針を刺したときの痛さの程度を試すために企業内で試験を行うということは、強制的ではないなど十分に倫理面に配慮した上で可能なケースがあるという見解が示されたところでございます。これによりまして、機器の開発・改良の費用的、時間的な負担が軽減されるケースが出てくるものと考えております。

以上のような規制緩和が実質認められたところでございますけれども、このほか(3)にありますように、特区制度の支援措置としまして利子補給金制度が準備されておりました。この活用が可能となっております。

このため、(4)にありますように、まずこの利子補給金制度を活用するために総合特区計画の認定を国に申請したところであり、今後、さらに協議が調った支援措置等があれば計画の変更申請を行ってまいりたいと考えております。

今後、構想の実現に向けましてさまざまな取り組みを行い、医療関連産業の一層の集積を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○平原地域雇用対策室長** 新卒者等の就職支援について御説明いたします。

ことし3月の卒業生の就職内定率につきましては、前回の委員会で御報告をいたしましたとおり、高等学校が98.3%ということで、データのある平成6年3月以降では最も高い内定率となりました。また、大学のほうも92.6%ということで、前年より1.3ポイント改善をいたしました。それから、来年春の卒業予定者の就職活動につきましては、大学生は既に昨年12月から各企業の広報活動が始められまして、4月から選考が開始されております。また、高校生のほうは、ちょうど本日、6月20日がハローワークにおける求人の受け付け開始日とされておりまして、9月16日以降の内定開始に向けまして就職活動が本格化してまいりますことから、本日は今年度の主な就職支援について御報告をさせていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。まず、1の求人要請でございますが、本日の高校生の求人の受け付けを控えまして、今月の4日から7日にかけて、一覧表に掲げました県経営者協会など11団体を訪問いたしまして、知事、教育長、宮崎労働局長の連名の求人要請書をお渡しいたしまして、求人枠の拡大ですとか求人

票の早期提出等について要請を行いました。各団体からは、会報等への掲載等を通じまして会員企業等に周知を図るなど協力していきたいというお話をいただいたところでございます。ことし3月の卒業生に係る求人数は、前年より、高校生で300件余り、大学生のほうで200件弱増加いたしておりまして、最終的な内定率の向上に結びついたらんじやないかなと考えておりますが、今後とも、雇用推進員の企業訪問等を通じまして求人の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2の就職説明会についてでございますが、若年者等の県内での就職を支援するため、宮崎労働局や市町村とも連携しながら、県内外において就職説明会を開催いたしております。まず、(1)の県外におけるふるさと就職説明会は、東京、大阪、福岡の3会場で開催しておりまして、今年度は、東京が4月14日、福岡が5月12日、大阪が5月19日、それぞれ土曜日でございますが、開催をいたしました。今年度は3会場合計で参加企業が延べ65社、参加者数が196人ということで、参加者のうち約55%の108人が学生で、88人が一般の求職者となっております。表にありますように、過去4年間で見ると、今年度は参加企業が一番多かったのですが、参加者が一番少ないという結果になりました。今後、来年度に向けまして、学生や一般求職者に対する周知広報等について検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の県内就職説明会についてでございます。県内就職説明会のほうは、宮崎、都城、延岡、日南、小林、日向の6会場で開催しておりまして、表にありますとおり、最近3年間では参加企業数が延べ200社前後、参加者数は1,300人から1,400人、いずれも伸びでございます。

ますが、そういう数字で推移をいたしております。昨年度は、参加者1,348人のうち43%の581人が学生で、57%の767人が一般の求職者ということで、県外説明会と比べまして一般の求職者の割合が高くなっております。

6ページをお願いします。今年度の開催予定でございますが、今年度は8月6日から17日にかけて開催することにいたしております。現在、参加企業の募集を行っております。現時点で71社、各会場に参加する数も合わせますと、延べで121社の御応募をいただいているところでございます。今後は、一人でも多くの方が参加いただきますよう、周知広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)の大学等就職面接会、こちらは宮崎労働局が主催いたしまして、6月29日にシーガイアで実施するものでございまして、対象者は、大学、短大、高専、専修学校などの卒業予定者、または卒業後おおむね3年以内の未就職者でございまして、こちらは履歴書を持参していただいて面接を実施するというものでございます。こちらのほうは現時点で118社が参加予定ということになっております。

次に、3の今年度の新規事業でございますが、県内企業インターンシップ等推進事業についてであります。この事業は、大学生等に県内の中小企業等の魅力をより理解していただいて、県内での就職を促進するというもので、インターンシップの支援や企業見学会、中小企業の採用力強化のためのセミナーなどを実施するものでございます。インターンシップは、県内の中小企業等で1週間程度の職場体験を実施することといたしまして、大学生等150人程度の参加を予定しております。企業見学会は、県内企業数カ所をバスで回りまして、業務を見学した

り、担当者の話を伺うというようなことを考えておりまして、100人程度の参加を予定いたしております。それから、採用力強化セミナーは、企業経営者ですとか人事の専門家等を講師に迎えてましてセミナーを行うもので、県内企業の人事担当者など30人程度の参加を予定しております。

最後に、4の若年者人材育成就職支援事業につきましては、人材派遣会社に委託いたしまして、若年者を雇用して座学による研修と民間企業での職場実習を実施して人材育成を図るとともに、実習先での直接雇用を目指すものでございます。事業は、緊急雇用基金を活用いたしまして昨年度から実施いたしておりますが、昨年度は、表にございますように、人材派遣会社5社に委託いたしまして、196人の研修生のうち187人が職場実習を行いまして、そのうち61.5%の115人が直接雇用に移行をいたしております。今年度は、7社に委託してございまして、昨年度以上の実績に結びつけたいというふうに考えております。

新卒者の就職支援につきましては、各学校ですとかハローワークでの支援が中心となりますけれども、我々といたしましても、今後とも、教育委員会や労働局と連携を図って、効果的な就職支援に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○井手みやぎアピール課長** 平成23年度の県外からのスポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績について御説明させていただきます。

委員会資料の7ページをごらんください。スポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績につきましては、県内すべての市町村に加えまして、選手等の宿泊施設などから、団体ごとの参加人数

や滞在期間等を御報告いただいております、それらをもとに県のほうで集計、分析した結果を毎年公表させていただいております。

まず、23年度について御説明申し上げます。23年度——23年4月から24年3月までの年間を通しての状況でございます。プロ野球、Jリーグなどのプロと、社会人、学生などのアマチュアを合わせまして1,115団体、参加人数2万7,951人、参加人数に滞在日数を乗じた延べ参加人数につきましては、16万6,492人でありました。表の下の主なポイントのところに記載しておりますけれども、いずれの数値も、口蹄疫、新燃岳の噴火などの影響を受けました22年度の実績を上回っております、延べ参加人数につきましては、このデータをとり始めた平成5年度以降、過去最高という数値になりました。種目別の延べ人数、参加人数を見ますれば、サッカー、陸上などで増加しているのが見受けられました。時期別でございますが、7ページの一番下に棒グラフで示しております。7月から9月の夏、1月から3月の春の時期で昨年度を上回っております。

続いて、資料の8ページでございます。春季キャンプ、24年1月から3月の状況でございます。これは、7ページの23年度全体の実績の中の内数でございます。団体数につきましては、プロ、アマチュアを合わせまして430団体、参加人数は1万1,482人、延べ参加人数8万7,504人で、いずれも昨年実績を上回ることができました。主なポイントでございますが、Jリーグは過去最高の23チーム、Jリーグ全体で40チームでございますので、その半数以上に宮崎でキャンプしていただいております。加えまして、韓国のプロサッカーチームも2チーム、キャンプを行っております。また、観客数につきましては

は、福岡ソフトバンクホークスの歓迎パレードや広島東洋カープの日南キャンプ50周年記念事業、さらにはオープン戦も3試合行われましたことなどによりまして、観客数48万1,000人と、昨年実績を上回っております。

次に、(2)の経済効果でございます。キャンプ参加者や観客の方々の宿泊料、また旅行雑費など、そのようなものがもたらした経済効果につきまして、その波及効果を含めまして80億3,200万円と試算しております。また、テレビの全国ネット放映や新聞記事への掲載をCM広告料金に換算しましたPR効果、これにつきましては66億2,500万円と試算いたしたところでございます。団体数、参加人数、観客数と、全体の数字がふえる中で、経済効果、PR効果につきましても、昨年を上回る実績となっております。

その次の9ページには、平成24年春季のプロスポーツキャンプの状況といたしまして、プロ野球、Jリーグ、韓国プロサッカーチームにつきまして、チーム名、キャンプ地、期間等を一覧にまとめて載せております。表の左側に㊦と表示してある欄は、23年度から新規に宮崎でキャンプを行っていただいたチームであります。

また、10ページには、キャンプ・合宿の通年分及び春季キャンプ分の受け入れ実績の推移を示した表を添付しております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

このように、スポーツキャンプはスポーツランドみやざきづくりの中核を担っておると考えておりまして、本県の経済活性化や全国への情報発信に大きく貢献しているものと考えております。スポーツランドみやざきの一層の推進のために今後も積極的に取り組んでまいりたいと

考えております。

報告は以上でございます。

**○山下委員長** 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はありませんか。

**○右松委員** 5ページの就職支援についてなんですけれども、就職説明会は、今、担当室長がさらりと説明されましたが、県外3会場で就職決定者数で割合をやりますと、21年度が1.2%、22年度が3.9%、23年度が0.8%ということで、100人に1人も採用されていないという現状があります。県内6カ所を見ても、それぞれ2.8%、4.7%、5.6%と、かなり低いというふうに私は認識しているんです。確かに、雇用する側とされるほう、いろいろ要因があろうかと思うんですが、ちょっと何点かお伺いしたいんですが、参加企業数なんですけれども、これは分野別にはどういうふうな状況になっているんでしょうか。

**○平原地域雇用対策室長** まず、昨年度の県内のほうの参加企業数でいいますと、参加実数が175社なんですけど、そのうち医療福祉系の企業が35社、卸小売業が28社、製造業が25社、その他に分類されないサービス業が21社、金融保険業が16社などとなっております。それから、昨年度のふるさと就職説明会の参加企業数が実数34社でございますが、多い方から申し上げまして、卸小売業が8社、その他に分類されないサービス業が7社、製造業が6社、情報通信業が5社などとなっております。

**○右松委員** 今の説明で数字が参加企業数で実質34社というのは、ふるさと就職説明会の23年度の53に対して実質34ということですか。

**○平原地域雇用対策室長** ふるさと就職説明会も県内就職説明会も複数の会場で行っておりま

すので、1会場だけ参加する企業もございまして、全部参加する企業もございまして、全体の数としては延べ数でとっておりますが、大体平均すると、県内という実数の2倍ぐらいの延べ参加社数になっていると思います。

**○右松委員** 就職説明会の参加者数が、先ほど県外は55%が学生、108人、県内6カ所は43%が学生ということは、中途採用が中心なのかなというふうに思っておったんですが、新卒もやはり含まれるという中で、就職決定者数という数を見ると、これはうがった見方かもしれませんが、やはり見ばえをよくするために参加されている——例えば採用するという意識をしっかりと持った企業がどれほどいるのかなというふうに思ったりするんですけれども、説明会に参加する企業の要件というのはどういうふうになっているんでしょうか。

**○平原地域雇用対策室長** 参加企業につきましては、県内での勤務の事業所を持っていることと、実際に求人というか、採用を予定しているという企業を募集しております。

**○右松委員** その割には、予定している割には、100人参加して1人も採用されないというのは、かなりやはり低いのかなというふうに思っているんです。そのあたりのことをどのように企業側に伝えておられるのか、これは別に答弁は結構ですが、やはりこのあたりのもう少し要因を精査していく必要があるのかなと思っております。

**○平原地域雇用対策室長** 現在の就職活動は、インターネットの普及などによりまして、非常に全国規模で多様な就職活動が、求人活動も一緒でございますが、なされておまして、1人で何十社もエントリーして面接を受けるというようなことをやっておるということで、この就

職説明会だけで就職まで結びつくというのは非常に難しいという面がございます。ただ、言われるように、我々としては県内企業を知ってもらって県内での就職に結びつけるという目的はございますので、特に県外はそうですが、就職者数が非常に低い水準にとどまっていると思っております。我々が直接、会社と求職者を結びつけるわけにはいきませんので、参加者数できるだけふやすということが基本的な課題だというふうに認識しておりますので、今後とも、周知ですとか広報のやり方を検討して、一人でも多くの方に参加していただけるように努力してまいりたいと考えております。

**○右松委員** やはり就職説明会の意義というか、目的というか、マッチング、ある程度成功率もしっかりと頭に入れながら、いろいろと動いていただければといいのかなと思っております。

それから、最後にしますけれども、シーガイアで労働局が主催で大規模にやっていますね。私も1～2回見に行ったことがあるんですが、昨年度の実績を簡単に教えてもらえればありがたいです。参加者、企業数。

**○平原地域雇用対策室長** 昨年度は98社で552人の参加と聞いております。就職者数についてはちょっと把握いたしておりません。申しわけございません。

**○右松委員** わかりました。ありがとうございました。

**○押川委員** 最初の求人要請でありますけれども、6月4日から7日ということでやられたようでありますけれども、求人枠の拡大についてであります。現在、11団体——近々の就職をされている方の人数がわかればお教え願いたいと思っておりますとともに、求人枠の拡大、どのくら

いの要望ということでされておられるのか、わかればお聞きをしたいと思います。

**○平原地域雇用対策室長** 申しわけございませんが、この団体で何人というのは把握をいたしておりません。具体的に何人という話はしておりません。できるだけ求人枠を拡大してくださいというのと、県内、中小企業が多いものですからなかなか計画的な採用ができないということで、どうしても求人が出る時期が遅くなりますと県外からの求人の方が早いということで、そちらが早く決まってしまって県外に出るというようなケースもあると聞いておりますので、できるだけ早く出してくださいというお願いをしているところでございます。

**○押川委員** わかりました。そういう意味では早期提出等ということで、早目にそういったものを出してほしいということの要望と要請ということでよろしいですね。

それから、プロ野球キャンプの状況でありますけれども、特に9ページのプロ野球5球団、これは12球団中でありますけれども、気になるのが、本県はプロ野球キャンプの開催が多かったというふうに思うんですが、巨人軍についても、一軍も沖縄と半分あたり分けてやられるということになりますし、やはりプロ野球の、特に巨人軍あたりが本県でキャンプをされるということは相当の効果があるというふうに思います。今後の巨人軍の動向、あるいは今まで本県で開催していた他球団を呼び戻すような取り組みとか、そういうものはないのか、お聞きをしておきたいと思っております。

**○井手みやざきアピール課長** 巨人軍の一軍が2月後半、沖縄のほうでキャンプをしておる状況についてでございますが、経済波及効果は非常に大きいと私どもも見ております。試算の中

ではそれぞれの球団ごとの経済波及効果という  
ようなものは算出しておりませんので、具体的  
な数値は申せませんが、確かに巨人軍につきま  
しては観客数も非常に多うございますので、大  
きなものがあるかと存じております。

実際、プロ野球球団がキャンプ地を選定する  
条件といたしましては、まずは、気温、降水量  
が少ない、日照時間に恵まれているなどといっ  
た気象条件ではないかというふうに見ておりま  
す。その上で、球場、室内練習場、ブルペンな  
どの練習施設の環境と、加えまして選手の皆さ  
ん方、コーチの皆さん方がお泊まりになる宿泊  
の施設、このようなものを総合的に評価をされ  
てキャンプ地を選定されているというふうにか  
えております。

それを考えますと、本県の練習環境を見ます  
れば、総合運動公園、県を初めとしまして、宮  
崎市、日南市、西都市あたり、それぞれの地元  
受け入れ市が施設整備にも力を入れていただい  
ておりまして、練習施設の環境そのものについ  
ては沖縄県と比べて遜色はないのではないかと  
思っております。ただし一方、気象条件を考え  
ますれば、平均気温がやはり宮崎に比べて沖縄  
のほうが7～8度高いと聞いております。ただ  
し、雨と申しますか、天候不順ではないかとい  
うふうなお話も一方で聞こえてはくるんですけ  
れども、何はともあれ、2月の後半、多くの球  
団が沖縄県のほうでキャンプを行っておられま  
して、実戦形式の、いわゆる練習試合が組みや  
すい、そういう練習環境が整っているというの  
が2月後半に集まっている理由ではないかとい  
うふうに分分析しております。

県としましては、キャンプをどこでどのよう  
に実施するかということに関しましては、球団  
がそのチームを強化する上でどこが一番いいの

かということを考えて決められるというふうに  
考えておりますので、なかなかこれといった手  
だてはないんですが、練習の施設環境につきま  
しては、球団のニーズをしっかりとらえて、充  
実したキャンプが実施できるようにそういう施  
設を整えるというのが第一かと。加えまして、  
先ほど申しました練習の環境を広くとらえまし  
て、練習試合ができるような環境も含めまし  
て、いろいろできることはないか、考えていか  
なければならないというふうの問題意識を持っ  
ております。加えまして、お願いと申します  
か、プロ野球キャンプに来ていただくというこ  
とに対して、もてなしの気持ちを持って迎えて  
いただくということも非常に大事なかなと思っ  
ておりますので、今後ともよろしくお願ひしい  
と思っております。以上でございます。

**○押川委員** もちろん、球団が選ぶことであり  
ますから、そのことまで皆さん方にどうのこう  
のじゃなくて、やはり宮崎で練習試合ができる  
環境を整えるということが大事であって、その  
ためには、今言われるように、県が球団側と接  
しながら、やはり宮崎に来てもらうあるいは  
残ってもらう、そういう運動というものを持っ  
ていかないと、任せっきりであれば、ほぼ沖縄  
にとられるということが、我々はやっぱり心配  
でありますから、そういうことをきちんとやっ  
てほしいということです。反面、Jリーグにお  
いては40チームある中で23チームが本県であり  
ますから、ありがたいなというふうに思います  
し、やっぱりこういう環境というものを整えて  
いくことがプロ野球の球団をふやす方向にも  
なっていくというふうに思いますので、今後は、  
そのあたりもきっちりやっていただきます  
ようお願いをしておきたいと思ひます。

**○井手みやざきアピール課長** 御指摘ありがと

うございます。本当にそのとおりだと思っております。現在、地元市町村を含めて、今後どういう対策がとれるのか、その辺を詰めて意見の交換をさせていただいておるところでございます。一生懸命取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

**○中野委員** 2点ほどお聞きしたいと思ったら、押川委員が全く同じことを質問しました。重複するところもあるかもしれませんが、まず新卒者の就職支援、11団体に求人要請をされたということですが、昨年のデータでいいんですけれども、実際の求人数と応募者数、できたら、何倍ぐらいの人がそれぞれ来ているのかなというのを知りたいんです。ぜひ調査して教えてください。お願いいたします。

森林組合連合会、非常に木材価格が下がって厳しい環境ですね。要請されたんですが、果たしてここが本年度はどのくらい求人されるのか、あるいは建設業界は久しく厳しい環境ですけれども、どのくらいこの管内の求人があるのか、その辺もあわせて——こちらはわかっていますね。まずはそれからお聞きしたいと思いません。

**○平原地域雇用対策室長** 最初のほうの求人と申しますのは、この団体でという趣旨でしょうか。

**○中野委員** 団体をまとめて、それぞれ傘下のところにいろいろするんでしょう。その数字を教えてください。例えば、JA中央会であれば関係する団体があって、だから中央会にお願いされたんだと思いますよ、個々のJAに聞くんじゃない。傘下とされる場所の数字がどのくらいあって、その応募者はどのくらいあったのかを知りたいんです。倍率がどのくらいかということを知りたいと思いますので。

**○平原地域雇用対策室長** まず、先ほど申しましたように、全体でどのくらい求人があるというのを把握いたしておりません。申しわけございません。それから、森林組合と建設業協会についても、個別にここで何人というのは把握していないところでございます。

**○山下委員長** 室長、今、中野委員の言われたのは、それぞれ要望先の中の、11団体の中の組織のまとまった代表ですから、その分野ごとの募集がどれくらい来ているのか、その辺は教えられますか。数字が出せますか。わかたら後でまた出していただくといいと。そこをはっきりしておいてください。

**○中野委員** 後日でいいですよ。

**○平原地域雇用対策室長** 個々の団体でというわけじゃございませんが、例えば農林業の新規求人がどのくらいですとか、製造業がどのくらいですとか、これはハローワークの数字ですが、把握をいたしております。

**○中野委員** あなたたちはおかしいことを言いますね。こういうところに要望するということは、そこの傘下にいかにして要請したことを流すか、そこから傘下のところに、強力で求人してくれ、募集してくれということをお願いしたくてこの11団体に行かれるんでしょう。ここだけで済むような話だったら回らんほうがましですよ。これは単なる団体のトップの団体だから。やはりそこに行くということは、それぞれそこに加盟しているとか、傘下の、あるいは関係するところまで、県がどうしても求人をしてくれということをや望されているんだと思うんです。だから、その結果もやっぱり吸収して、その辺のことを毎年、例えば木材であれば、こういう環境になったが、次はどうなるんだろうとか、そういうことをしんしゃくしながら、

また明るる年には、次の要望するときにはいろいろまた考慮してお願いに行くべきだと思うんです。末端まで——末端という言葉はおかしいかもしれませんが、浸透するような要請というのはいないということですか。

○平原地域雇用対策室長 会報等で周知をお願いしているんですが、具体的にどのぐらいこの団体でというのは今まで把握しておりませんでしたので、把握ができるかどうかも含めて団体とも話してみたいと思います。

○中野委員 そのあたりは把握して、強力な指導をして、なるだけ一人でも多く求人ができるように要請するのが行政の責任じゃないですかね。教育委員会も一緒に回られたと思うんですけども、一生懸命個々の企業にも行っている働きかけているということを去年は教育長から聞きましたが、商工観光労働部としてはその主管たる部だからぜひ——ただお願いばかりして後の把握をしなかった、これは初めて聞いてびっくりしました。その辺までちゃんと情報もフォローして、結果もフォローして、そして実はこうこうだったと、求人が少ないようなところにはもっとお願いするとか、やっぱりそれぐらいの働きかけをしてしかるべきだと思いますが、そのぐらいのデータは把握するのが当然じゃないですか。

○山下委員長 ちょっと待ってください。今、中野委員が言っておられるのは、11団体、組織代表がありますね。例えばJAの中央会だったら13の農協があるんですかね。例えば都城農協とか、宮崎農協とか、そこの募集状況はどうなっているのか、その辺までは把握しているかどうかを今言っておられるところなんです、例えば宮崎県商工会連合会だって県内に20何ぼ商工会組織があるんですかね。その辺までの要

請と、就職内定とか、その辺まで把握した活動実績のデータとかあるんですかということをお願いしておられるんですが、答弁できないですか、その辺は。

○中野委員 ないということだから、後日でいいんです、後でも。私は、さっき押川委員が質問したときに、そのぐらいのデータは——同じことを聞こうと思ったんですよ。そのぐらいのデータはあるものだと思って、先に質問したなと思っていたら、「ない」という答弁だったから、では、後日でもいいからいただきたい。そうしたら、あんたがごことかですか、何とかと、変なことを言うから……。傘下のところ、関係するところを含めたデータ、その辺から宮崎県の求人状況はどうだということを何とか把握して、そして行政的な指導をしていくというのが宮崎県という行政のあるべき姿だと私は思うんです。いつも雇用雇用、企業誘致ということばかり言っている割には、初めて知ってびっくりしました。そういう把握もしていないということに驚きですよ。

○米原商工観光労働部長 確かに、この団体に要請をしまして、私自身もこういう要請をしてきて、教育委員会のときからしてきていますので……。団体に、会員の方々にぜひ周知をお願いして、いろんな場面でお伝えいただきたいということでお願いをしております。ただ、御指摘のように、結局その団体としてどれだけだったかというのは把握しておりませんので、そのあたりどの程度把握できるかということも含めて検討させていただきます。というのが、いろんな団体に幾つも入っている会員の方もいらっしゃるしまして、中央会に入って、商工会に入ると、例えば工業会にも入っていると、そういう複数の団体に入っているところもありますの

で、JAとかはお願いをして多分把握できると思いますが、そのあたりの重複とかあろうかと思っておりますので、可能な限りお願いをして、把握していきたいと思っております。そのあたりは検討させていただければと思います。

○中野委員 重複しているところもあるでしょう。回を重ねるときに、その精度を高めていって、重複しているところは、こういう調査の場合はこっちのほうで回答するとか、いろいろと県がうまく指導していけば、ことし、来年、再来年というふうにかなり精度がしていくと思うんです。また、この11団体のほかにも、例えば医師会とか、病院がたくさんありますね。そういうところが、これはどこに入っているか、経営者協会に入っているのかどうか分かりませんが、そういうところもまた掘り起こして、いつも11団体じゃなくて、漏れているところがあればそれも加えるとか、そして毎年毎年把握する形で年次的な比較ができたりして、一つのバロメーターとして非常にいいものになると思うんですが、ぜひお願いいたします。なるべく早く、最初から精度の高いものは——ないものを急に求めるわけだから、精度は悪くても、年次ごとに精度を高めていって、何か一つのデータとして、いつも誇らしげにこういうデータを委員会ごとに報告するぐらいの担当部にしてください。お願いいたします。

続きます。プロ野球の件です。プロ野球といえば、我々、「巨人・大鵬・卵焼き」で育った年代からすれば巨人ですよ、巨人。それが一軍が一番短いでしょう。私は、沖縄の巨人キャンプの場に、おととしだったか、びっくりして行きました。調査というわけじゃなかったけれども、行ったんです。そこの熱の入れようは大変なものです。さっきは、聞いておけば、これも

また消極的な発言で、何かプロ野球はプロ野球でして、お願いとかいろんなことを市町村と組んだり、いろんな観光団体と組んだりして何かされているのかと思えば、これもまたされていないようなふうにはさっきの答弁は聞こえました。もっと積極的に——もう風前のともしびですよ、巨人軍の一軍のここは。そのぐらいの認識で——せっかく木の花ドームは巨人軍のためにつくったんですがね。あそこの球場も、あのときは監督は長嶋さんだったか、あの人に頼んで球場もつくったのに、こういう状況ですよ。施設をつくれれば来る時代じゃないですよ。観光という目線から見れば、やっぱり積極的に、入れかわり立ちかわりいろんなことを呼びかけてお願いするということの繰り返しをしなければ、すべてのプロ野球が、そしてまたJリーグも40チームの23と今、威張っているけれども、これもやがて減るかもしれませんよ。今は一番いい時期で、これにこしたことはないけれども、やっぱりその辺のことは前向きに積極的にやっていただきたい、こう思います。

それから、県外からのキャンプ、23年度に1,115団体も来たということはびっくりする数字で、本当かなという懐疑的な面も、よう調べたものだと思うんですけれども、逆に、これだけの人が来たということは、宮崎県にもかなりたくさんこういうスポーツチームがあると思うんです。では、宮崎県のチームはどこに行っているのか。県内に行っているのか。県内だから日帰りですべて帰っているということかもしれません。ひょっとすると泊まりやらするかもしれない。できたら宮崎県のチームは外に行くんじゃなくて内輪に泊めて、練習試合、いろいろ含めてすることもいいだろうと。県民100万泊運動、あれは知事のマニフェストでも

ない。公約でもない。政策提言というあいまいな公約みたいな公約をひっつけて立候補された知事だけれども、あの中身は、100万泊を目指すかと思っていたら、100万泊運動と。運動体としての100万泊だけれども、やはりできたら100万泊をクリアしてもらわないかん、それ以上せないかんという面から見れば、宮崎県のチーム、その辺の動向というものは調査されていないものかどうかをお聞きしたいと思います。

**○井手みやざきアピール課長** いろいろ御指摘ありがとうございます。巨人軍に関しては、私どももできる限りしていかないといけないというふうに思っております。足りていないという御指摘もあろうかと思えますけれども、どのような取り組みをしているか、ちょっとだけお話しさせていただければと思います。テレビ等でごらんになっているかとは思いますが、春季のキャンプ時におきましては、知事のほうから県産品ということで宮崎牛を贈呈しておりますし、近年だとオープン戦の始球式でありますとか、ファーム交流戦で歓迎の意を込めましてごあいさつを申し上げたりしております。もちろん、それぞれのチームに、ほかのチームにもございますけれども、協力会という形をつくっております。商工団体の方々も一緒に入りまして、歓迎のセレモニーだとか応援に一緒に行くとか、そういうことをやっております。今年度になりまして、私と、ここにおります観光交流推進局長が、人事異動がございましたので、すぐに球団本部のほうにごあいさつに上がりまして、施設等について何かございませんかというような御要望もお聞きして、今その対応を検討しているところでございます。できるだけ球団のほうに出向きまして、いろんな御要望等あれば聞いてくると。何とかこたえようと努

力をしていこうとしております。ちなみに、今月30日には、東京ドームでの巨人戦に知事も参る予定でございます。ごあいさつと、また宮崎に引き続きお願いいたしますというようなことを言おうということで予定しております。加えまして、西武のほうにも日南市長が行かれまして、そちらのほうには私も参りまして、県内キャンプの延長のお願いをしておこうと思っております。

県内のチームの県内での合宿についてでございますが、それぞれの市町村がそれぞれのスポーツ施設について、そういう合宿・キャンプ誘致のために整備をされております。野球場が一番大きいかと思えますけれども、テニスコートでありますとか、Jリーグも使っているような芝生が入ったグラウンドでありますとか、これにつきましては、県のほうからも補助事業をつくっております。市町村がやられる場合には幾ばくかの補助をしまして、合宿の誘致に結びつけるようお願いをしているところです。もちろん、その施設につきましては、県内のスポーツチームも使われていると思います。ただ、県内でのスポーツ合宿、県内のチームが入ってきたときのスポーツ合宿の団体数でありますとか、参加人数でありますとかというところまで今のところ県としては把握しておりません。また、今後、数字を確認してまいりたいと思えます。以上でございます。

**○中野委員** 巨人軍のことだけじゃなくて、すべての球団、Jリーグも含めて、そういう形でトップセールスということも含めて、ひとつ部を挙げて今まで以上のことをやってほしいと思います。そうしないと沖縄に負けますよ。我々がすることがあれば、どんどんどんどん我々にも投げかけてください。頑張ります。よろしく

お願いします。

それから、県内のスポーツチームが県外に行かないように、時には行って練習試合をせんといかんと思いますが、できたらこっちのほうで、よそからたくさん来るわけだから、合宿も含めてやって、県民100万泊運動の一番いい材料になると思うんです。そういうことでしてください。

それから、さっきから答弁を聞いていると、市町村が市町村がと、どこかの瓦れき問題じゃないけれども、市町村ばかり言う癖が最近、知事以下出てきましたね。それはだめですよ。県が主体的に、県が市町村をリードしてやって、宮崎県はどうだというスタイルでやらんとだめだと思いますよ。ぜひお願いします。まさか、知事ばかりかと思ったら、職員もそうだったからびっくりしました。よろしく願いしておきます。以上で終わります。

**○山下委員長** 私のほうから1点、今、中野委員の質疑の中で、観光交流推進局長やら一緒に巨人軍のところに行かれたということなんですが、感触——何か要望とか、本県のするべきいろんな課題というものが出てくるものですか。もしあったら何かお出しいただくと、せっかくだすから。

**○井手みやぎきアピール課長** 4月に参りましたけれども、ちょうどキャンプが終わったばかりで、キャンプが終わりますれば、現場のグラウンドキーパー、グラウンドの調整をする方々だとかスタッフ陣とそれぞれ球団のほうでは意見交換をされているようです。その場で出ましたような、例えば芝がもうちょっとよくなればとか、球場の中の施設、この辺をもうちょっと手を入れてほしいだとか、そういうような細かなお話がございました。そういうものを全部拾

い集めて再度、球団とこういうことをやっていきましょうというようなお話をさせていただくことになっております。

**○田口委員** メディカルバレー構想の件でお聞きします。先ほど説明がありまして、地域活性化総合特区に係る規制緩和、財政支援要望が行われて、幾つか認められたというお話がございました。その中で、継続して今後も引き続き、このような規制緩和、財政支援についての協議が行われるのか、まずそれを1点、確認させていただきます。

**○田中工業支援課長** 先ほど申しあげましたような規制緩和のほかに、まだ各省庁と協議をやっているものがございます。これも引き続き協議を行いながら、できるだけ我々の要望が実現するような形で頑張ってもらいたいと思っております。

**○田口委員** その我々の要望事項というのは、宮崎県独自のものがあるのか、大分県と宮崎県共通して一緒に規制緩和の要望を出しているのか、どちらなのか教えてください。

**○田中工業支援課長** これは宮崎県、大分県両方で共通した要望でございます。

**○田口委員** 先ほどの中で幾つか要望が認められたということでしたが、実際一番要望していたものは認められているのか。規制緩和の中で一番やってほしいというものは、逆に言えば何なのか、それが認められたのかどうかを教えてください。

**○田中工業支援課長** 要望しておりました中で、要望を上げるに当たって、医療機器メーカーとか大学とかいろいろ御意見を聞いた上でこの要望を上げておりますけれども、例えば先ほど御説明しました医療機器製造販売業許可の要件の緩和、これにつきましても医療機器メーカ

一からも非常に要望がございましたし、2つ目の被治験臨床性能評価制度適用範囲の拡大につきましても、医療機器メーカーのほうからかねてから要望が強かったものでございます。こうしたものが協議の結果、認められたということは、非常に大きなポイントではなかったかと思っています。

**○田口委員** 私も延岡でシンポジウムに何遍も出て、いろんな要望を聞いてまいりましたが、その中でよく出たのが、まず薬事法で医療機器をやるというのは今の時代に何なんだという声も出ておりました。それともう1点が、これは中島社長もよく言っていました、要するに役所からの許認可というか、オーケーが出るまでの期間が非常に長い、だから日本では待たられないのでアメリカに出すんだというようなこともございましたが、スピーディー化といえますか、そういう要望は出しているんでしょうか。逆に、その対応というか、向こうからの反応はどういうところなんでしょうか。

**○田中工業支援課長** いわゆるデバイスラグと言われるもので、日本が諸外国と比べて審査の期間が非常に長いというものでございます。これは私どもの特区でも要望を出しております。しかしながら、デバイスラグの問題は特区だけじゃなくて全国的なものでございます。厚生労働省のほうも、今の審査委員を順次増員をして努力されているところでございまして、今回、我々もいろいろ協議をしましたが、特区だけ早くするというのは、日本全体を考えると、それは難しいということで、残念ながらこの要望につきましては、特区に関しては認められなかったところでございます。ただ、今、厚生労働省のほうも順次計画をつくりまして、審査委員の増員というのを図っているところで

ございます。審査期間につきましても、短縮化を図っているところでございますので、これはオールジャパンという形で我々もまたいろんな御意見をしていきたいと思っております。

それから、もう1つ、医療機器が薬事法の中でいいのかという御意見もございました。これにつきましては、今、薬事法と医療機器を分離して新しい法律をつくらうという動きもございます。国のほうでも、将来的には法律を別にしようという考えがございますけれども、まずいろんな省令とか政令等の改正によりまして、医療機器については薬事と別の取り扱いをするというような方向であるというふうにお伺いしております。以上です。

**○田口委員** スピーディー化に向けてというのは最近少しずつ変わってきているというのが、私も読んだ書籍なんかいろいろ書いてあるものがありまして、アメリカの会社が逆に日本に申請して、それが非常にスピーディーになったというので、そういう意味では今後、期待をしたいと思っております。メディカルバレーの話はこれで終わります。

もう1点は、先ほどからジャイアンツの話がいっぱい出ておりますけれども、前回、WBCのワールド・ベースボール・クラシックですか、あのキャンプが宮崎で行われましたね。あのときはイチローが来たりしておまして、私も行こうとしましたら、余りにも多過ぎて、入れそうもなく途中で帰ってきました。今、この取り組み、次のキャンプに向けての状況はどのような状況でしょうか。

**○井手みやざきアピール課長** WBC日本代表の動向でございますが、現在のところ、まだ日本がWBCに正式に参加するという表明がなされておられません。日本プロ野球機構のほうや

ることなんですけれども、実態としましては、WBCの事務局と条件面でいろいろと交渉をされていると。それに対してプロ野球機構の選手会のほうがまだ参加に賛成をしていないというようなお話みたいです。日本プロ野球機構と選手会との交渉がまとも次第、参加を表明するというような状況というふうに見られております。ということで、いつ参加表明があるかというのはまだ今のところはっきりしませんが、県といたしましては、日本がWBCに参加するという表明をしたら、すかさず宮崎にぜひキャンプを、代表チームの合宿・キャンプをお願いしたいという表明をする準備を進めております。

**○田口委員** 前回のときのWBCが宮崎県の働きかけで来たのか、向こうのほうで勝手に決めてくれたのかわかりませんが、多分出るものというつもりで、決定する前にでも少し接触を持っておくべきだと思いますので、そのあたりも検討していただきまして、ぜひ宮崎でまたキャンプしていただくように働きかけをお願いいたします。以上です。

**○緒嶋委員** メディカルバレー構想だけでも、これは構想だけで終わってはいかんわけです。具現化せないかん。1,000どれだけの雇用とかいうことをいろいろ言われました。今のところ、この構想に基づく、何というか、感触からいって、規制緩和とか財政支援とか、いろいろ条件緩和も整いつつある中で、このことに関しての企業としての動きはかなり出てきたわけですか。

**○田中工業支援課長** 企業の動きでは、先ほど3ページの③のほうに少し例示をさせていただいておりますけれども、中核企業としましては、本県には旭化成メディカルというのがございます。ここは昨年は研究所のほうを延岡の岡

富地区につくられまして、今こういった医療機器関係の研究をそこに集約されております。それから、中空糸膜の工場の増設をされるということで現在建設中でございます。東郷メディキットも、今までは県外に100%出していました針先部分、これを日向市にあります自社工場で作られるという方針を発表されまして、こちら辺も今までは倉庫として使われていた前の工場を使われるということですので、生産、それから雇用のほうも期待できるのではないかと考えております。また、地場企業につきましても、先ほど申し上げました安井株式会社が医療機器製造業の許可をとられました。これまでこの企業は、いわゆる部材、部品の部分をつくっておられましたけれども、今回この資格を取られるということで最終製品までつくられるということが可能となっております。ですから、自社でやることももちろんですけれども、例えば県外から受託をして製造するということも可能となってまいります。こうした動きが県内の企業幾つか出ておりますので、まだこれからの部分もありますけれども、我々いろんな取り組みで医療機器への参入、あるいは取引の拡大というのを頑張りたいと思っております。

**○緒嶋委員** ぜひ頑張ってください。

次に、新卒者の要望先、これは知事、教育長、労働局長連名で出すと言われた。連名で出すものはだれが持っていくわけですか。

**○平原地域雇用対策室長** 今回は商工観光労働部は次長が参りまして、教育委員会は教育長、労働局が労働局長でございました。例年、商工観光労働部は部長が行っておるんですが、今年度はちょっと都合がつかせんで、次長が参りました。

**○緒嶋委員** 私は、部長じゃなくて、教育長は

もちろん、知事か副知事が行かないかんと思っているんです。というのは、県下の新卒者は宮崎県にできるだけ就職したいという気持ちを持っているわけです。そういう中で、やっぱり県民の、若者の就職を県も先頭に立ってお願いしておるといふ姿勢をそれぞれの団体に示すことが必要なわけです。商工観光労働部長が行くこともいいですけども、その前にやはり知事や副知事が先頭に立って、教育長も行かれるわけですから、そういうような姿勢が今後ますます必要だと私は思うんです。ないがしろにしておるわけじゃないだろうと思いますけれども、やっぱりそういう姿勢を、県民に対してのアピールを、妙なところでアピールするんじゃないかと、こういう形でアピールする姿を知事や副知事が示してほしい。そのために知事かわりに副知事がおられるわけだが、そういう点を要請して、それがだめなら部長が行かれる。次長がだめというわけじゃないけれども、やはりそれだけの思いを持って若者の就職を県は、知事、副知事が先頭に立って確保するために努力されておる、そういう姿勢を皆さんに示すことが就職活動の大前提じゃないとだめだと思うんです。こういう点は、来年から副知事や知事の日程に合わせて一緒に行動をとる、それぐらいやってください。やっぱりそれが若者を宮崎県に残す大前提だと思う。県民全体がそういう気持ちで就職を頑張ってください。それじゃないと——今までに知事、副知事がこれに同行されたことはありますか。

**○平原地域雇用対策室長** 毎年この要請については商工観光労働部長で対応しておりましたが、例のリーマンショックが起きて非常に悪くなったときには知事のほうに行っていたいただいた経緯がございます。

**○緒嶋委員** それが本当は必要だと思うんです。いつも知事が行くと。それぐらいすることによって受けるほうも真剣に取り組んでいただくということだと思いますので、ぜひ来年から、知事、副知事の日程に合わせて行動をとるということで進めてほしいというふうに思います。

次は、キャンプの問題ですけども、団体数、参加者数がふえることは大変ありがたいことではありますが、経済効果が宮崎県にとってどれだけあったかというのが最終的には皆さん方が一番期待するところなんです。これは春季キャンプだけだけれども、経済効果は年間を通してどれだけあったわけですか。春季だけしか出ていないと思うんですけども。

**○井手みやざきアピール課長** 最初に申し上げましたように、春季のキャンプ期間を区切りまして、滞在日数、参加人数とかを調査しております。年間を通して何人来ており何日泊まっていますというような試算は今のところしていません。済みません。

**○緒嶋委員** それだったら経済効果がどれくらいあったかという試算もできんわけですね、年間を通しては。それじゃ話にならないか。

**○井手みやざきアピール課長** 申しわけございません。観客数について春季の部分しか把握できていなくて、年間を通じた全体の経済波及効果は、類推すれば、推定すればできなくはないんですけども、正確な試算はしていないところでございます。

**○緒嶋委員** 春季は間違いのないわけですか。

**○井手みやざきアピール課長** 春の数字ということで間違いございません。調査の結果でございます。

○緒嶋委員 全体を通してわからなければ本当に宮崎県のためにどれだけ経済効果があったか——PR効果は、計算はできましても、これが宮崎県に本当に効果があったという数字じゃないわけですから、そうなるとう経済効果のものをもうちょっと、難しいかもしれんけれども、確保しないことには、キャンプそのものを誘致したことが、それはそれとしていいけれども、本当に宮崎県のためにどれだけになったかというのが出てこんではどうにもならんんじゃないかと思うんです。そういうことは今後においては何とかしなければ、春季はわかりますが、それ以外はわかりませんというようなことではどうにもならんと思う。

○井手みやざきアピール課長 済みません。少し説明をさせていただきたいと思います。7ページにございます年間を通しての状況、団体数、参加人数、延べ参加人数、これはキャンプに来られた団体、その団体の人数と、先ほど申しましたように、それに滞在日数を掛けたものでございます。この数字自体は年間を通して把握しております。したがって、ここについての経済波及効果は計算すれば出てきます。

○緒嶋委員 計算すれば出てくるんだったら、計算して出せばいいじゃないですか。

○米原商工観光労働部長 今御指摘の点はもつともでございますので、計算して出させていただきます。

それから、先ほどの新卒者の関係、知事あるいは副知事ということも、知事、副知事と相談してそのように対応させていただく方向で検討いたします。

○緒嶋委員 それでは、延べ参加人数は、春季だけでもどれだけ宮崎に宿泊されたかというのはわからんわけですか。

○井手みやざきアピール課長 延べ参加人数は、滞在日数ですので、1泊2日の場合は2日を掛けています。1人の人が1泊2日しておられれば2人という計算をしております。基礎データを見ますれば、プロ野球キャンプの場合は大体29日ぐらい、2月丸々ぐらいの数字でございまして、Jリーグのほうは1クールというか、1チームが大体10泊ぐらいするような状況でございます。

○緒嶋委員 観客数がどれだけ泊まったかというのは、宿泊数の試算か何かあるわけですか。

○井手みやざきアピール課長 協力いただいているところに関しましては、宿泊所のほうにお願いをしまして、何人が何泊したというようなデータをいただいています。ただ、協力いただけていないところは、市町村にお願いをして聞いたり、団体に聞いたりして調査をまとめております。

○緒嶋委員 であれば、春季についてはまあまあかなり正確な数字だというふうに一応認めますので、今後は、全体のものを含めてやはり宮崎県にこれだけ経済効果があるんですよというのを、そういう説得力のあるものを出していただかなければ、中途半端な積算ではないかということにもなりますので、これは商工観光労働部全体でその辺の知恵を出していただきたいということを要望しておきます。

○押川委員 メディカルバレーでありますけれども、きのうの井本議員の質問の答弁の中で、平成26年度は、宮崎、大分両県を合わせて、医療機器生産金額は平成21年ベースから15%増、1,584億円と設定、この増加額を含めて経済波及効果318億円、雇用創出が1,167名ということでありますけれども、大分県と宮崎県の比率というのはわかるんですか。

○田中工業支援課長 この統計は厚生労働省がとっております統計ですけれども、最終製品段階でカウントされております。したがって、例えば旭化成メディカルでは人工透析ダイアライザーにつきましては、宮崎のほうで部品をつくる、中空糸膜とか部品をつくる、それを大分の工場に持って行って最終製品に組み立てるといった仕組みでございますが、それにつきましては、全部大分のほうでカウントされているという統計でございます。そこで、例えば平成22年で申し上げますと、薬事医療の統計では大分県が1,181億円、宮崎県が134億円というふうにかなり開きがございますけれども、実際はそういうカウントでございますので、これよりは宮崎県側のウエートが高くなっているものと考えております。先ほどおっしゃいました今後の目標につきましては、大分、宮崎両県合わせた数字でございますが、宮崎県で幾ら、大分県で幾らというのは正確には出していませんけれども、全体として高めていくことによりまして、本県のほうの経済波及効果もかなり高まってくるものと考えております。以上でございます。

○押川委員 本県は今の数字からいくと10分の1くらいということですね。今後は、大分、宮崎の中で宮崎の比率というものを上げていく、これが大事だと思うんです。そうじゃないと、大分と宮崎のメディカルバレーの中で大分県がどうもひとり勝ちをするような方向の中で、県北の延岡と日向が、本県のそういう企業があるとしても、もっと頑張っていかないと、このような状況の中で進んでいくと余り本県には雇用あたりも期待できないのかなという気がするんです。例えば、先ほど説明がありましたとおり、東郷メディキット、ここらあたりの現状は

わかりますか。雇用とか年間の売り上げあたりとか、その関係は、わかる範囲内で結構でありますけれども。

○田中工業支援課長 今現在の生産額とかは手元に数字がございませんが、今回、針を外注から自社生産ということによりまして、100人程度の雇用につながるというような報道がございました。そのように本県でも、生産、雇用が拡大していくものにつながるかと考えております。

それから、先ほどの特区では、生産金額とともに、新たに医療機器製造業許可を取得する企業を10社ふやそうという目標がございます。この第1号が先ほど申し上げました安井株式会社ということで、宮崎県側の企業も非常にやる気になっておりまして、このほかにもまだまだ製造業許可を取得されようという動きが出てきております。今後、そういった企業につきましては、いろんなサポートを行いまして、医療機器の集積の拡大、また経済波及効果の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○押川委員 本県の雇用あるいは経済効果の中で、これは本当に期待ができるというふうに、私、認識しておりますので、今言われるとおり、今後はいろんな形の中で、本県の中でそういう創出あたりができる、生産ができる中で、本当に頑張っていたきたいというふうに求めておきたいと思っております。

○山下委員長 ございませんか。なければ、そのほか何かございませんか。

○図師委員 香港で行われるフードエキスポの参加事業所がどれぐらい集まっているか、教えてください。

○椎商業支援課長 香港フードエキスポの件でございますが、現在、8月16日から20日の予定で行われますが、本県からの出展は一応9社を

予定しております。以上であります。

○**図師委員** 内容がわかれば。

○**椎商業支援課長** 漬物関係あるいは乳製品、焼酎等々となっております。以上であります。

○**図師委員** まだ参加の枠はあるんですか。

○**椎商業支援課長** 出展者につきましては、9社で決定というふうにお聞きしています。

○**山下委員長** 枠があるんですかということですが、まだお願いできるんですかということですか。

○**椎商業支援課長** 枠はもういっぱいということで、決定でございます。以上でございます。

○**図師委員** 9社の中に生鮮食品といいますか、生ものというか、扱うところはあるんですか。

○**椎商業支援課長** 肉を出展するところがございます。以上でございます。

○**図師委員** 最後にしますが、経済連がタイのほうに輸出をかけるという記事を見たんですが、県とは何かタイアップしているんですか。

○**椎商業支援課長** これにつきましては、企業サイドで動いていらっしゃると思っておりますが、ただ先般、4月24日に東アジア経済交流戦略を立ち上げまして、民間と一体となった取り組みを県もやっていくことになっておりますので、この中でも当然議論が出てくるものと思っております。以上です。

○**緒嶋委員** 島根から我々県会議員にこういういろいろな資料を送ってきたわけですが、「神話博しまね」、7月21日から11月11日まで、熱心に取り組まれておるわけですが、今のところ、宮崎県は島根に比べたら大分スタートがおくれたという意味も含めて、今からであります。今度の一般質問を含めて、それぞれのふるさとがどれだけ神話とかかわりがあるかという

のはまだ県民が、そこに住んでいる人が熟知していない。だから、総合政策部のほうで「いきいき集落」という旗やらのぼりをつくって立てたりしたですね。それぞれ地域がどういういわれがあるか、神話とのかかわりがあるかというのを県民に知らせることからスタートせんと、この広がりというのは、すそ野は広がってこのじゃないかと私は思うんです。そうなればそういうもので、例えば西都原なら西都原、高千穂ならいろいろありますけれども、そういうところにこういう神話のいわれのある地域だというのがわかるような、何かのぼりとか広告的に、この地域はこういういわれのある由緒ある地域ですとかいうようなPR用の、地域の人自身が知る、それをまた誇りに思うような施策をスタートさせにや、かけ声だけではだめじゃないかと思う。地域の皆さんが誇りに思うような、それと延岡市が出した神話の漫画の本、ああいうようなもの、PRをここ1年、2年で全力を尽くしてやる。その中で9年間の集大成はまた考える。そういうことでないと、かけ声だけでやったら、神話はなかなか実体というのは難しいわけでありまして、ストーリーをそれぞれ結びつけるのも容易なことではないわけですので、何が何でも地域に自分たちが誇りを持つ、それからスタートさせるべきだと思うんです。当面、そういう知恵を出していくという方法——今年度から来年度にかけて、予算的なこともあると思うんですけれども、商工観光という立場を含めて、これは総合政策部との絡みもあるし、そのほかの教育委員会との絡みも当然出てくると思うんですが、何かそれを、リードを、逆に言えば商工観光労働部が中心でやってもいいんじゃないかと。政策的には向こうがやりますけれども、実働的には皆さん方がやるべ

きじゃないかなという気がしてならんのですが、そのあたりはどうですか、部長。課長でもいい。

**○向畑観光推進課長** おっしゃるように、地域の方で古事記由来のことを御承知ない方がたくさんいらっしゃるというのは、私どもワンコインツアーを開催するに当たって、いろんなところ、高千穂コースがあったり、西都コースがあるんですけども、それ以外のコースもつくっていかうということでお話をすると、余り御承知ないというのは実感として感じているところでございます。そこで、日向神話旅という形で、県内をルートをつくって回る、例えばお船出のコースがあったりとか、いろいろございますので、そういったコースを今、掘り起こしをやっているところでございます。御指摘のように、1年や2年でなかなか浸透することはできませんので、私どももそうですけれども、今言いました神話旅をつくったりとか、地旅と申しますか、その地域での掘り起こしをしていただく取り組みを今、行っております。成果につきましては、早い段階で出していきたいと思っているんですけども、まずは本当にそれが由来するものなのかどうか、古事記にかかわる確証があるものではございませんものですから、それにかかわる伝説も含めて幅広く拾い上げを行っております、いろんな観光資源をその中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

もう1点がPRの件でございます。延岡のほうで西臼杵の方たちと一緒に赤星たみこさんが本を書かれておりますが、前も、日南市北郷町のほうでも同じように赤星さんのほうで組み込まれた。同様な形で、例えば県西にあっては、先般、梅原猛先生に来ていただいて、井本議員

からももう一度気づき直したというお話もございましたが、私どもとしても、そういった講演会も含めて、いろんな取り組みをことし1年かけてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

**○緒嶋委員** これは特に市町村との連携が必要だと思うんです。市町村がやっぱりその気にならんと、県ももちろんですけども、市町村をその気にさせて、連携をとりながらやる必要があると思うんです。そういう中でこれを盛り上げていかなければなかなか前に進まんのじゃないかなと。それこそ何だったかわからんようなことで9年が終わるんじゃないかという気がしますので、やはりあらゆることに知恵を出していかと大変なことだと。なかなか説得する材料が難しいんですね。神話というのをこれは間違いないというふうに、証拠を出せと言われてたらなかなか証拠を出せるようなことじゃないわけですので、それこそ地域の方が神話に洗脳されなければ前に進まないというふうにも思いますので、その努力をぜひやることから事を始めるべきだと思いますので、頑張ってください。

**○米原商工観光労働部長** ただいま緒嶋委員から言われたことも十分肝に銘じてやっていきたいと思っています。確かに地域の宝であり、そしてチャンスというふうにとらえておりますので、まだまだやれること、もちろんやりたいこともいっぱいございますので、総合政策部、それから教育委員会とも十分連携を図って取り組んでいきたいと思っております。

**○山下委員長** それでは、ないようですので、次に請願の審査に移ります。

請願について執行部からの説明はございませんか。

○山之内労働政策課長 特にございません。

○山下委員長 それでは、委員からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないようですので、以上をもって商工観光労働部の審査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

---

午前11時40分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○濱田県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきお礼申し上げます。

説明に入らせていただきます前に、まずお詫びを申し上げます。一昨日、西都土木事務所におきまして、職員が職場内の親睦ゴルフコンペの案内を勤務時間中に業務用ファクシミリを使用して誤送信するという事案が発生いたしました。今回の事案は、勤務時間中における私的行為及び業務用ファクスの私的利用など、公務員としてあってはならないもので、県民の信頼を大きく損なう行為であり、極めてゆゆしき問題であります。服務規律の保持につきましては、日ごろから職員に対し指導してきたところでございますが、昨日、改めまして部内所属長に対し、厳正な服務規律の徹底を図るよう通知したところであります。今後とも、職員に対し、全

体の奉仕者として県民の模範となるよう、また県民からいささかの批判も受けることのないよう指導を徹底してまいりたいと存じます。このたびはまことに申しわけございません。

続きまして、報告事項を1件と一言お礼を申し上げます。

まず、東九州自動車道についての御報告であります。国土交通省より今年度の事業計画が通知されまして、その中で、東九州自動車道のうち、平成28年度以降供用予定とされておりました北浦一須美江間が平成28年度供用予定、また平成25年度供用予定とされておりました須美江一北川間が1年前倒しの平成24年度供用予定と公表されました。今回、東九州自動車道の大分県境から宮崎市内までのすべての区間について供用予定年度が示されましたことは、県内高速道路網の全線開通への大きな前進であります。県土整備部といたしましては、九州中央自動車道を含め、県内高速道路網の全線開通が一日も早く実現しますよう、引き続き全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様にはより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、宮崎総合防災訓練についてでございます。5月27日に国土交通省九州地方整備局と連携しまして、都城市におきまして水防演習及び土石流対策訓練を、また日南市におきましても地震・津波対応訓練を実施したところでございます。当日は、外山議長、中野副議長、山下委員長を初め、多くの県会議員の皆様にも御出席を賜りました。この場をおかりしましてお礼申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

県議会に提出しております資料、平成24年6

月定例県議会提出議案及び平成24年6月定例県議会提出報告書のうち、県土整備部関係箇所につきましては、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめておりますので、そちらをごらんいただきたいと存じます。資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。御審議いただきます議案、報告事項及びその他の報告事項を担当課ごとに記載しております。

まず、議案につきましては、工事請負契約の変更のほか、職権調停事件に係る調停案の受諾についての専決処分の承認を求めるもの、さらに、細島港にガントリークレーンを増設すること等に伴う使用料に係る宮崎県港湾管理条例の一部改正、最後に、県有自動車による交通事故に伴う損害賠償の額の決定に係るものが2件であります。

続きまして、報告事項でございますが、繰越明許費、事故繰り越しのほか、損害賠償額を定めたことや、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について報告するものであります。

最後に、その他の報告事項でございますが、県北地区県営住宅への指定管理者制度の導入についてであります。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当局長、課長から説明させますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**○谷口道路建設課長** 道路建設課でございます。

委員会資料の1ページをお開きください。議案第6号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

主要地方道宮崎西環状線社会資本整備総合交付金事業（松橋工区）下部工事の請負契約の変

更についてでございます。下に位置図を載せておりますが、この工事は、宮崎市大字跡江におきまして整備を進めております一級河川大淀川にかかる（仮称）新相生橋の下部工事でございます。主要地方道宮崎西環状線松橋工区は、宮崎都市圏の外環状線として、市中心部の交通渋滞の緩和や、空港や高速のインターチェンジなどの交通拠点へのアクセスの向上を目的としまして整備を行っております。

1に、新相生橋の概要を記載しております。右のページに平面図と側面図をつけておりますが、橋長が412.3メートルの4径間連続の波形鋼板ウェブPC箱げた橋でございます。平成21年度から下部工事に着手しまして、平成26年度中の完成を目指して現在、工事を進めているところでございます。

2に、本議案の対象工事でございますP2橋脚の工事概要を記載しております。長さが24.5メートルのニューマチックケーソンの基礎の上に高さ17メートルの橋脚を構築する工事でございます。

3の工事請負契約の概要をごらんください。当初の契約金額が6億1,509万円、変更後の契約金額が6億832万6,000円で、676万4,000円の減額を予定しております。契約の相手方は、坂下・大和・山崎特定建設工事共同企業体でございます。

4の変更理由をごらんください。今回の変更は、施工箇所周辺の地盤高が河川水位よりも高くなっていることが判明しまして、当初予定しておりました汚濁防止フェンスの設置が不要になったためであります。詳しくは右の2ページで御説明いたします。2ページ左下のP2橋脚仮設工平面図をごらんください。今回の下部工事は、図の真ん中にあります小判形のコンク

リート橋脚工を施工する工事でございますが、河川内の工事でありますことから、締切矢板——円で囲っておりますけれども——と仮設構台——メッシュで記載しておりますが——を設置する際の河川の汚濁防止を目的としたフェンスを設置することとしておりました。しかしながら、着工前の測量で施工箇所の地盤高を確認しましたところ、橋梁の詳細設計時点での地盤高と比べまして約1メートル高くなっていることがわかりました。これは、17年に発生いたしました台風14号による異常出水によるものと推測されます。このことによりまして、締切矢板打ち込み等の一連の仮設工事が河川水の影響を受けない状態、陸上での施工となりまして、汚濁防止フェンスの設置が不要となったことから、これに要する工事費が減額となったものがあります。右下の仮設工横断図に示しておりますように、網かけの部分が地盤高が高くなっていた部分になります。

道路建設課は以上でございます。

**○永田道路保全課長** 道路保全課でございます。

議案書の47ページをお開きください。「報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

委員会資料のほうは3ページになります。こちらは、公調委平成24年（調）第2号宮崎市における交通騒音による健康被害等職権調停事件について、国の公害等調整委員会から調停案の受諾勧告があり、平成24年4月6日までに調停案受諾の可否について意思決定を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により知事の専決処分を行ったものであります。

事件の当事者は、ここに記載してございまして、宮崎市在住の瀬口キミ子ほか1名、被

申請人が道路管理者である県及び国となっております。また、調停案につきましては、議事のほうになっておりますので、省略いたします。

それでは、事件の概要について御説明いたします。1の（1）に記載しておりますとおり、当初、申請人らは、国道268号及び国道10号から発生した交通騒音により健康被害及び財産上の被害が生じたとして、県及び国の損害賠償責任を認める裁定を求めて総務省の公害等調整委員会に対し責任裁定を申請しておられました。

その後、（2）にありますとおり、現地調査や当事者の審問等が行われましたが、公害等調整委員会は裁定ではなく調停での解決が望ましいと判断し、平成24年2月22日に職権で調停に移行した上で、調停案の受諾勧告を行ったものです。申請人らが主張した被害の発生場所は、資料の右側、4ページになりますが、上の地図でお示ししている国道268号と国道10号が交わる宮崎市高岡町の赤谷交差点付近でございます。申請人らは、下の図の国道268号に近い「居宅」と表示している家屋に住んでいたところですが、2つの国道を通過する大型トラックやバイクなどから発生した違法な交通騒音により睡眠障害や土地家屋等の財産価値の減少などの被害が生じたと主張しておられました。

これに対し、県及び国としては、2に記載しておりますとおり、騒音測定の結果、違法な騒音は発生しておらず、損害賠償責任はない旨を主張していたところですが、公害等調整委員会が受諾勧告を行った調停案の詳細は、議案書の49ページに記載しておりますが、申請人らが主張していた騒音の違法性や損害賠償請求に関する主張が放棄されており、実質的に県の主張が認められた内容となっていることから、県としては本調停案を受諾することとしたものでありま

す。また、調停案受諾の意思決定は、議会議決事項であり、2月定例議会開会中に勧告があったことから、直ちに議案を上程する準備を整えておりましたが、議会開会中に申請人らから受諾の意思表示はなく、議会中の合意成立の見込みが全く立たなかったことから、不確実な状況において議案を上程することは適当でないと考え、議案上程には至りませんでした。その後、意思表示の最終期限である4月6日に公害等調整委員会へ確認したところ、申請人らからの拒否する旨の通知は到達していないとのことであつたことから、合意成立の見込みが高いと判断し、同日付で知事の専決処分を行ったところであります。その結果、最終期限である4月6日を経過した翌日の4月7日に合意が成立したものとみなされたところです。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○坂元港湾課長** 港湾課であります。

議案第4号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

お手元の資料の5ページをお開きください。まず、1の改正の理由でございます。細島港におきまして、貨物の増加に対応するため、ガントリークレーンを増設することに伴いまして、その使用料に係る宮崎県港湾管理条例を改正するものであります。

次に、2の改正の概要でございます。条例別表第1に、既設のクレーンを1号基、新たなクレーンを2号基とし、使用料につきまして、クレーンの性能の差に応じ、使用時間30分につき1号基は2万6,085円、2号基は2万7,410円として改正するものであります。また、増設に伴い廃棄いたします多目的クレーンにつきましては、その使用料を条例別表第1から削除するも

のであります。

次に、3の施行期日についてでございますが、港湾法の規定により施行は条例公布の日から30日を経過した日となっており、8月2日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。

**○中野高速道対策局長** 高速道対策局であります。

議案第7号及び第8号の「損害賠償の額の決定について」御説明させていただきます。

まず、委員会資料の6ページをお開きください。損害賠償の概要につきましては、県有自動車による交通事故に伴う人身及び物件に対する損害賠償であります。本事案は、相手方の車に運転者と同乗者の計6名が乗車しており、このうち運転者と同乗者であるその妻の損害賠償額について、議案第7号及び議案第8号で県議会の議決をお願いするものであります。また、残りの4名につきましては、後ほど報告事項のところで御説明をさせていただきます。

事故の発生日時、内容等につきましては、平成22年8月10日午後8時54分ごろに、東臼杵郡門川町大字加草118番地5先路上の国道10号におきまして、東九州自動車道用地事務所に所属する副主幹級職員が運転する県有自動車が赤信号のため停車中であつた相手方の自動車後部に追突したものであります。被害の相手方は、兵庫県伊丹市寺本3丁目27番地6にお住まいの福島和也氏であります。

今回の損害賠償額につきましては、内訳に記載しておりますとおり、人身損害額は、治療費、通院費及び慰謝料を含め189万6,843円、また物件損害額は、車の修理費、車両運搬費、代車賃料、本人及び家族の交通費等を含めまして124万5,488円となっております。人身損害額

につきましては、全額保険から充当しております。物件損害額につきましては、一部県の予備費より対応したところです。

地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、総額314万2,331円の損害賠償額につきまして、県議会の議決をお願いするものであります。

次に、7ページをお開きください。議案第8号について御説明をさせていただきます。事故の際、交通事故車の助手席に同乗しておられました運転者の妻福島めぐみさんは、身体にしびれの症状が残り、昨年まで治療を行っておりましたが、事故による後遺障害が認定されたため、治療費、通院費、休業傷害、傷害慰謝料に加えまして、後遺障害慰謝料等を含めた人身損害額394万7,659円につきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、県議会の議決をお願いするものであります。

高速道対策局につきましては以上であります。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

午後1時からの再開にしたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時1分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

既に議案についての執行部の説明は終了いたしました。ただいまから議案についての質疑を承りたいと思います。

○中野委員 議案第7号と第8号について質問したいと思います。

まず、委員会資料で見ますと、事故の内容というところ、我々が当初もらいました提出議案書、事前に説明を受けたときの内容からすると、東九州云々というところから何々が運転するところまでつけ加えて今回の委員会資料が提出されておりますが、その辺のいきさつ等をまずお聞きしたいと思います。

○江藤管理課長 本日提出しております委員会資料の6ページ、7ページのところでありますけれども、事故の内容につきまして、所属と、その職員の職位、年齢等を記載しております。これは、緒嶋委員も含めて従来から過去の委員会の御指摘もたびたびございまして、総務部のほうにも相談の上、今回は、委員会資料の中で、事故を起こした職員の所属、職位、年齢等について記載をさせていただいたということになります。

○中野委員 ということは、今回から、氏名は公表しないけれども、所属部署は公表するというように県の方針が変わったのでしょうか。

○江藤管理課長 総務部と相談の上の結果でありまして、少なくとも今後は、この内容は委員会資料においても記載するということになると思います。ただ、印刷物として議案書でお出ししている分、その取り扱いにつきましては、今後どうするかということについてはまた総務部のほうと相談させていただくということになるかと思えます。

○中野委員 いわゆる所属の公表というのが既に全国で議案書の場合で全部で19県あるわけですけれども、また氏名を含めた所属、氏名のみというのも8県あるわけですから、これからは氏名は公表しないが所属は公表していくことになったということだと思いますが、そういう公表というのは担当部課がそのように決めた

となれば簡単に決められたものなのでしょうか。

**○江藤管理課長** これまで議案書においては、例えば職員の所属とか職位とかいったことも含めて記載をしておりません。そのところにつきましては、もともと損害賠償の議案について賠償額の確定を行うということが主眼にありまして、その中で記載するのは債務者である知事と賠償の相手方の氏名を明記していたということとあります。議案のスタイルをどうするかということについてはまだ今後検討ということだと思いますが、今回の議案の説明を行う際に、委員会の説明資料として今お出ししているような内容とするところについては、総務部と相談をして決定したものということとあります。

**○中野委員** ということは、委員会資料だけは今回みたいにしていくが、議案書としてはまだ氏名公表あるいは所属公表までは至っていないということですね。

**○江藤管理課長** 氏名の公表ということになると県土整備部では判断しかねますので、改めて総務部等と相談をさせていただきたいと思えます。

**○中野委員** 私は、所属も氏名も含めて議案書の中にきちんと出すべきだと思います。ちょっと前に担当課で調べていただきましたが、所属、氏名を議案書で公表しているところが埼玉、東京を含めて7県、所属のみの公表が12県、氏名のみの公表が1県ということで、所属、氏名ということでかなりの県が公表しているわけですし、宮崎県も所属、氏名を含めて公表する方向で、ぜひ関係機関、関係部署でいろいろ協議していただきたいと思えます。

というのが、事故の内容、今ここで所属のと

ころと男性53歳ということがわかりましたが、やはり事故の本当のてんまつがこのぐらいじゃわからんです。どういう事故の内容で、本当に県側のほうに過失があったのか、あればまた過失割合はどのくらいあったのか、その結果、県が支払わなければならなかった損害賠償額は幾らになったのか、その辺のてんまつをしないといけないと。そしてまた、この損害賠償だけじゃなくて、自分のほうの、県の所有する車両も事故を起こせば何がしかの損害も出ると思うんです。今回は少なかったようではありますが、そういうものやら、そしてまた自賠責保険とか任意保険からの支払いがされておるわけですから、支払いが大きければ大きいほど次の保険金というものはかなり高くなるわけです。県の対象車両が853台あるわけですから、24年度の保険料が4,503円です。これが倍増する可能性もあると。

そうしますと、今回の事故は、後の報告を見たら、6名の方が全員負傷されております。6名の方が負傷されて、その総額は900万ぐらいになるんです。そしてまた、それに県の車両も幾らか修理をせないかん。あるいは掛金も、恐らく21年度から22年度はちょうど掛金が倍になっているんです。もし仮に24年度に対して25年度が高くなったとすれば、この倍ぐらいになると。それと合わせれば1,000万ぐらいの、事故がなかったときからすると、幾ら保険金から支払われたとはいえ、やはり多額のお金が支払われる、そういう事件であったということになりますから、そういうことのでんまつ等も含めれば事故の内容というものはきちんと、既に議案書の中にも所属も氏名も公表している都県もあるわけだから、宮崎県もそのようにしていただきたい。何ら職員が云々というわけじゃないわけ

だから、我々は議会としてその事故の内容、てんまつというものは知って、果たしてこれを決定すべきかどうかということも我々も判断せんいかんわけだから、ただ支払うことのみで書かれてはいかがなものかなど。特に教育委員会を初め、いろいろと不始末というか、そういうのが増大している中でもありますから、その辺はそのようにしていただきたいと思います。

それから、ついでに、男性53歳というのがわかりましたが、この方は処分をされたんでしょうか。

**○江藤管理課長** 今回につきましては、この職員に対する警察による行政処分あるいは司法処分がございませんでしたので、県が定めております懲戒処分の基準には該当しないということで、処分はされていないというふうに聞いております。

**○中野委員** それはきちんとしたところで調査されたと思うんですが、しかし、900万ぐらいの賠償額があつて、警察のほうで、何でだったか知りませんが、行政処分でさえなかったというのが不思議でならんわけです。警察がそのときにどう判断されたかわかりませんが、追加して処分しなさいということは毛頭言いませんけれども、しかし、そういう支払いの事実が、900万相当の支払いの賠償があつたということになれば、その処分というものもやっぱり考えないかなんじゃないかなという気がいたします。特に賠償は、故意または過失によって人のいろんな権利とか利益を侵害したときには支払う責任があるというのが民法709条の条文ですから、決まりですから、そこでは過失がこの場合は100%、追突だから100%あつたと思うんです。警察の、あるいは行政、そういうところの処分がなかったとはいへ、その辺のことは厳しく判断しな

きゃならなかったんじゃないかと思うんですが、処分はそういうことだったということですが、どこで処分をしなかったというのを判断したんでしょうか。

**○江藤管理課長** 職員の懲戒処分についてはその部の所管ということで、先ほど申し上げました懲戒処分の基準に照らして今回の事案の内容がどうかということでございますけれども、基本的に懲戒処分につきましては、法令等の違反の程度を処分基準に照らして判断するということになっておりまして、損害賠償額の多寡をもって判断するものではないというふうに聞いております。

それと、今回の事故の過失の割合で100%と0というところがございますけれども、ここで言うところの過失割合と申しますのは、損害賠償額、要するに車同士で事故をしたといったときにはそれぞれ双方に損害が生じますので、お互いに生じた損害に対して、その二者の過失の割合に応じてどの程度の負担をするかということでの過失割合というふうに認識しております。故意または重大な過失というようなことになってまいりますと、県の基準でいきますと、道交法違反、飲酒運転、そういったものについて基準の中で掲げておりまして、そういう基準に照らしたときには今回該当しなかったということのようであります。

**○中野委員** 実は、懲戒処分の基準というのを手元に持っておるんですが、交通事故ないし交通法規違反の関連を見れば、交通事故も、全部、飲酒運転で云々、それから違反も飲酒運転、それが酒酔いか酒気帯びか、そして一つあるのは速度超過などの悪質な交通違反ということで、いわゆる交通三悪と言われるものが該当するということだと思うんですが、酒に絡んだ

ものばかりが具体的に書いてあって、その他のことが余り鮮明に書いていないんです。懲戒処分の中は、担当課ではないかもしれませんが、そのあたりはもっと具体的に、酒を飲んでいなかったならば余り処分の対象にはならないと読めるような処分の中身なんです。この辺はいろいろと改定すべきじゃないかなと思うところがあります。それは要望しておきます。

処分がなかったということでもありますから、今回の損害については本人に対して求償というのは発生しなかったわけですね。

**○江藤管理課長** 今回の場合には本人に求償するというにはなっておりません。

**○中野委員** では、求償する場合の基準はどうなっていますか。

**○江藤管理課長** 例えば、公用車で交通事故を起こした職員に対する求償の考え方でありませうけれども、県のほうで求償する際の基準というものを定めておりまして、その基準でいきますと、運転職員に故意または重大な過失があったときというふうになっております。運転職員に求償するかどうかということにつきましては、賠償等審査会という総務部の所管になりますけれども、その審査会で個々具体的に内容を求償の基準に照らして判断、審査するというようになります。

具体的に申し上げますと、大きくは3点ございまして、1つは、事故の発生を認識しながら、それを容認して行為をしたために起こしてしまった事故ということ、2つ目には、先ほども申しましたけれども、道路交通法の規定に違反して起こした事故、加えてその他重大な過失によるものということで、例えば無免許運転とか酒気帯び、あるいは最高速度違反等が考えられます。もう1つは、公用車を無断で運転した

場合ということが基準として明記されております。

今回は、賠償等審査会において故意または重大な過失がなかったという判断によりまして、職員の求償はなかったというふうに聞いております。

**○中野委員** この件については、賠償等審査会というものはきちんと開催されたんですか。

**○江藤管理課長** 賠償等審査会も以前から存在しておりまして、現在は委員が11名で構成されております。総務部長が会長ということになっております。

**○山下委員長** 開催されたかどうか。

**○江藤管理課長** 開催につきましては、この件について賠償等審査会が開かれているというふうに認識しているところです。

**○中野委員** きちんと開催されたわけですね。

**○江藤管理課長** 開催されたと聞いております。

**○中野委員** 単なる持ち回りじゃなかったんですね。ちゃんとがん首を並びて開催したのか。

**○江藤管理課長** 持ち回りによるものか、実際に開催されたものかについては、私はちょっと確認をしておりません。

**○山下委員長** 事務局、今の件、そっちも確認していないの。されていない。

**○江藤管理課長** 後ほどお答えしたいと思います。

**○中野委員** 賠償等審査会はこういう案件があれば開かれるわけだけれども、1年間に事故は、この10年間を見たら大体20件から25件発生しているんです。審査会は昭和40年に1回あるだけなんです。それは飲酒運転で死亡事故だったので、極めて重大な過失で故意性の高い事故だったと思うから当然だったと思うんですけれ

ども、その後、年間20件から25件といえ、昭和40年からそれ以後は1回もないんです、調べた結果。恐らく1,000件ぐらいの事故が対象であったのに、求償を求める、支払う案件というものは全くなかった。本当に賠償等審査会というものが一回一回の事故が発生したたびに真剣に論議されたんだろうかなという気がしてなるのです。47年間ですから、1年に20数件ということになれば、優に1,000件を超えるんです。モラルの高い職員だから、そういうことがあってはならんし、あるはずもないと思うけれども、1,000件のうち1件もなかったんだろうかという気がしてならんし、開催も持ち回りでしたとか何とかと、事前に担当から聞いたんです。そういうこともありますということでしたから。だから、さっき、持ち回りじゃなかったんですか、がん首というのはいけません、本当にメンバーが集まって、したのかと。

しかも、こういう規定というのは、規定だから、我々議会の及ばないところで決めた内規です。しかも、調査すれば、総務部長を頂点に総務部に関係したような職員がほとんどなんです。内々での会議しかしないということですから、どうも厳しさが無いんじゃないかなという気がしてなりません。

そしてまた、故意はもちろんですが、重大な過失がなければ求償しないということだけでも、もともと、事故は故意または過失があれば賠償の責めを負うというのが法律だから、過失割合に応じて、100%じゃなくてもある程度は、多額の損害が発生したときにはやはり求償も含めてじっくり検討すると。その結果では、職員に対しては、事故をしようとしてした人はいないとはいえ、戒めも含めて、事故数も減らしたり、いろんなほかの不幸事も多いわけですか

ら、そういうことへの戒めも含めて、そういうことはきちんとしてもらいたいと思うんです。今回の案件も、警察からの何らとがめもなかった、実際は900万ぐらいの損害も発生した、これでいいのかなという気がしてなりません。どこが重大な過失なのか、そのあたりのことももっと、直接担当課でないとはいえ、きちんとして整理していただきたい、このように思うところでもあります。

それから、賠償の額の決定ということで今回我々に議案として提案されているわけですが、ここに書いてある314万2,331円、8号の394万7,659円、これは確定の金額だと思うんですが、支払いというのは全部済んだんですか、まだしていないんですか。

**○中野高速道対策局長** 本件につきましては、被害者と損害保険会社の間で仮和解契約という形で結ばれておりまして、概算支払いという形で支払いがされております。精算は当然、議会の議決を経た後に精算するということになっております。

**○中野委員** 未払いはあと幾らあるんですか。

**○中野高速道対策局長** この議案に示されている額で概算支払いをされているということでございます。

**○中野委員** この金額は支払われているということですね。専決処分と我々の議決権、その関係はどう解釈すればいいんですか。

**○中野高速道対策局長** 議会の議決の前に賠償金として保険で支払われているということに問題がないかということだと認識しておりますけれども、この件につきましては、交通事故等に係る損害賠償金の支払い方法については、旧自治省からの文書での回答の中で、自治法施行令第162条の第6号の規定に基づきまして、規則で

定めれば損害賠償金の概算支払いすることは可能とありまして、県の財務規則の中にも概算支払いができる経費として損害賠償金が定められているというところでございます。また、先ほど申し上げた自治省からの文書の中で、議決は概算払いするときに得る必要がなく、相手方との話し合いがまとまり損害賠償額が決定できる段階で得ればよいというふうにされておるところでございます。

**○中野委員** つまり、現実的には和解か示談で決定したその相当額をもう支払っているんだけど、300万以上については賠償額の決定を議会で承認する必要があるので、全額支払っているんだけど、あくまでも決定するまではその金額は概算払いだということで、自治省だったですか、そういう考えか、指導か、あるいは法律もそうなっている、こういうことだということですね。

**○中野高速道対策局長** 委員の御指摘のとおりでございます。損害賠償額の決定に係る議会の議決につきましては、最終的にそれらの額を決定しようとする時点で得ればよいということになっておりまして、議決前に概算支払いは可能であるとなっておりますところでございます。

**○中野委員** 300万未満については、支払ったときに、議会の議決に付しようがないから専決処分をしたことになるということですね。この専決処分をした4名については5月15日ですが、7号、8号議案についても5月15日に概算払いをした、あるいは和解が成立したということになるんですか。

**○中野高速道対策局長** 先ほど説明の中で申し上げました残りの4件につきましては、報告事項の中で御説明させていただきます。まだ御説明しておりませんので、7号と8号の2件につ

いてのお話ということで、概算払いされているということでございます。

**○中野委員** 余り硬直せんでいいですが、報告事項は専決処分で5月15日だったが、こっちの7号、8号も5月15日に示談か和解をして、その総額をこの日付までに支払ったということですかと。ただ日にちを聞いた話です。

**○沼口高速道対策局長** 先ほど管理課長のほうに御質問があった件、持ち回りかどうかというような件でございますが、今回の案件につきましては、持ち回り案件であったというふうにただいま確認をいたしましたところでございます。

概算払いの日付ということなのですが、24年1月21日、保険会社のほうから支払われているということでございます。失礼しました。23年の1月21日です。

**○中野委員** 7号はでしょう。8号は後遺症がある件だからもっと後日じゃないの。

**○沼口高速道対策局長** 失礼しました。中身をもう一度正確に調べましてお答え申し上げたいというふうに思います。

**○中野委員** 「一部県予備費より対応」とある、いわゆる物件損害額ですが、これは早目に支払ったんですか。

**○中野高速道対策局長** 議案7号、8号についての支払いの経緯ということでございますが、御説明させていただきます。まず、何回か分けて支払いされております。最初の支払いが平成23年1月21日でございますが、これは県の負担分、県の予備費から充当した分について概算支払いが執行されております。94万5,488円について県の概算支払いが執行されております。それから、先立って最初の支払いが平成22年12月3日になりますけれども、この時点では損害保険

会社「損保ジャパン」から対物補償額の限度額30万を差し引いた21万8,360円について相手方に支払いがされています。これは損害保険会社からの支払いということになります。その後、先ほど申し上げた23年1月21日に県の予備費の充当分について対物分の支払いがされているということでございます。人身のほうにつきましては、平成24年2月7日に同じく保険会社「損保ジャパン」から相手方に人身災害分の支払いが行われております。

○山下委員長 金額がわかれば教えてください。

○中野高速道対策局長 金額は議案に示されているとおりの額でございます。

○山下委員長 8号のね。

○中野高速道対策局長 7号、8号についてです。

○中野委員 支払いの中身をいろいろ聞いたのは、県の実質的な損害はどうなんだろうとか、いろんなことを知りたかったので聞きました。

それから、処分はなかった、求償も求めるものではなかったということでしたが、今回、一応、議案書には書かないけれども、委員会資料には具体的に、調べたらだれだとわかるような書き方ですね。男性53歳、職場がどこにあるのか私は知りませんが、知る人は知れると思うんですが、この本人は全く行政上も刑法上も処分がなかったということなんだけれども、こういう記載をされたことを不本意には本人は思わないものでしょうか。

○江藤管理課長 今回の委員会資料の記載のあり方ですけれども、総務部と十分に協議を行った結果であります。もともと懲罰を目的とする意図を持って記載したということではなくて、

あくまで委員会において説明を記載することによって十分な審議を行っていただけるようなことを考えた結果であります。

○中野委員 そうなんですよ。だから、他県にも倣って、宮崎県も事故のてんまつをもっと具体的に書いて、氏名を含めて、部署も含めて公表すべきだと私は思うんです。そういう考えまでになったんだから、ぜひそういう方向に管理課長からも主管課に申し入れをしてください。そうしないと、我々はお金のことをぐだぐだ聞きましたけれども、実際は専決処分と同じようにもう支払われているんです。ただ、300万以上だったから我々の議決が必要だったということだけで議案書に載ってきて、それを巧妙にと言うといかんけれども、概算払いと。全額支払って和解して契約しているのに、それを概算払いと言って、議決すればそれが精算払い、決定額ということで処理するわけでしょう。その権利というか、我々チェックする議会としては、事故のてんまつも全部知って、皆さんが決めた過失割合はこうだったんだと、審査の結果もこういうことで求償を求めない、処分はしない、そういうところを書いて、そういうものがないと本当の意味での賠償額の決定というのはできないと思うんです。過失が幾らだったかもわからずに、支払ったから認めろという議案ですので、やっぱりその辺までするような形をすべきだと思うんです。何も私は処分しなさいとか、求償しなさいと言うんじゃないで、てんまつも含めてきちんと、我々議会に報告するわけですので、この議案書にもきちんと書くように、そういうことで他県にも倣って、繰り返しますが、所属も氏名も公表するということを強く求めて私の質問は終わります。

○右松委員 私も関連で7号、8号なんです

が、事故発生日時を見ますと、22年8月10日の午後8時54分ということですから、夜遅く9時前なんです、これは県有車両を使っていますが、勤務中、公務中か公務外か、教えてください。

○中野高速道対策局長 事故の時間帯については記載のあるとおりでございますが、経緯といたしましては、当日、日向市東郷町で行われました用地の説明会に出席後、一人で公用車を運転して事務所へ帰庁中に事故を起こしたということでございます。

○右松委員 状況はわかりました。県有車両を使用する規定というか、それは定められていると思うんですが、その規定を簡単に説明いただきたいのと、仮に勤務外で県有車両を使うケースはあるのかなのか、そのあたりもしわかれば、その辺の境目といたしますか……。

○江藤管理課長 公用車の運行規定については今、詳しく承知しておりませんが、時間外において公用車を使用するということは十分にあり得るお話でして、その際にはきちっと旅行命令等を所属長の承認をとって使用するということになるかと思えます。

○右松委員 ということは、仮に勤務外でも使うケースがあるということですから、公務外でも、その場合はもちろん……（「公用外で使うということはない」と言う者あり）ないですね。

○江藤管理課長 時間外公務で使うことはございますけれども、公務外で公用車を使うということはありません。

○右松委員 わかりました。それから、続けてなんです、損害額が同乗者を含めて、正式な金額はちょっと——私の計算では785万1,997円という中で、常識的に考えて、これはかなり大

きな事故だというふうに認識しています。よほど大破する交通事故であるのかなというふうに思ったところ、担当課から事前に説明をいただきましたが、バンパーがへこみまして、少し中に入った状況だというふうに聞いておったんです。県側の窓口は管理課のほうでよろしかったんでしょうか。損害保険、損保ジャパンとの交渉も含めてなんです。

○江藤管理課長 公用車の取り扱いにつきましては、総務部の総務事務センターが所管しておりまして、総務事務センターが保険会社とのやりとりといたしますか、窓口になっております。

○右松委員 きょう、総務事務センターは来られていないですけども、これは仮定の話なんです、事故の状況とか逐一、保険会社のほうからしっかりと説明を受けていたのかどうか、わからなければ結構なんです、それとモラルハザードを疑うような、そういう認識はあったのかどうか、お伺いできればと思います。

○江藤管理課長 今回の件についてということになりますと、総務事務センターと保険会社の間でどの程度のやりとりがあったかということについては、私は承知をしておりません。

○山下委員長 今聞かれたのは、処理の仕方が管理課がタッチせずに総務事務センターに、いわゆる丸投げしていたのかということと、モラルハザードの中で、職員と管理課の認識、その辺の調整というのはあったのかということで聞かれたんだろうと思うんですが。

○江藤管理課長 管理課の立場としましては、今回の件でということではなくて、一般論としてお答えできる部分について今お答えしているところですけれども、通常は、事故が起こりますと、所属から報告がありまして、それが総務事務センターまで上がっていくと。後、具体的

な相手方との交渉とかいったことについては保険会社が行うと。保険会社と総務事務センターの間でのやりとりはあるというふうには聞いておりますけれども、今回がどういう程度であったかということについては私のほうは承知をしていないところであります。

**○沼口高速道対策局次長** 県土整備部の窓口は高速道対策局でございまして、総務事務センターのほうからいろいろ情報を聞いておる範囲でお答えしたいと思うんですが、まず今回の保険契約ですが、これは前提として示談交渉サービスつきというようなことで、保険会社のほうが全面的に矢面に立って相手方と交渉していくと。相手方は弁護士さんを立てられて、そのやりとりの中でやっていったということなんですが、当初より保険会社が入りまして、過失割合は、とまっている車にぶつかったということで100対0なんですが、過失割合の程度から、損害賠償に当たる対象経費、治療費とかいろいろあるわけなんです、そういったものを総務事務センターのほうとやりとりをやっております。それから、兵庫県からお見えになっておられたということで、車が破損した、本人たちがけがをしておられる、向こうに帰るためにはどうすればいいのか、車が使えないものですから車の輸送料とか、そういうところから総務事務センターが把握しながらやってきておるといようなことでございます。

**○右松委員** 私も損害保険を12年ぐらいやっていましたので、状況はいろいろ考えるんです。県の業務とは直接関連がないかもしれませんが、示談交渉サービスのそれはわかります。ただ、過去の例からすると、契約者の要望は保険会社にある程度伝えていっているケースがあるんです。保険会社もそれを受けて、もう

そろそろいいんじゃないですかと。これはケース・バイ・ケースですから一概に言えませんが、そういうふうな損害額が大きくなるといいうか、常識的に考えられる範囲内でおさめるような動きも当然契約者のほうからするケースもあります。保険会社に丸投げをして全部お任せとなってしまうと、こういうふうになりかねないんです。今回の損害金は税金を使って払うわけですから、なおかつ議会の議決も必要だということであれば、そこは職員も、総務事務センターも含めて、ある程度保険会社と密に連絡をとって、今回のケースは損保ジャパンにも伝えてもらわないと、今後のことを考えたら大事なことなのかなというふうに思っていますので、以上、要望でお願いします。

**○中野高速道対策局長** 損害賠償額が非常に高額になっているということで、そこについての認識ということもありますが、損害賠償額が今回、高額になっていることについて少し整理しておりますので、そこについて御説明させていただきます。と思っています。

まず、物的損害についてでございますが、これは損傷した相手車両の修理代に加えまして、相手方が兵庫県にお住まいの方だったということで、自家用車で宮崎県に来県中の事故でございますので、自家用車での帰省が不可能となったということでございます。こういったことから、兵庫県伊丹市へは家族全員が航空機を利用して帰省されたと。大きな荷物については宅急便を利用されたと。事故後の本県滞在期間中と伊丹空港から御自宅までの御移動、それから損傷した自家用車の修理期間中、これは1カ月ちょっとかかっていますが、こちらの期間中の代車、レンタカーの代金というのが入っております。それから、損傷した自家用車について

は、伊丹市まで陸送した上でそこで修理されたと。その合計が今回の物損の損害額になっているということで、高額になっているということでございます。

人身災害につきましては、相手方には運転者を含め6名が乗車しておりましたが、全員が負傷されたということで、中でも、7号議案、8号議案の対象の運転者とその御夫人については症状が重かったということでございまして、運転者の福島和也氏については約9カ月、同乗されためぐみさんにつきましては8カ月の治療期間を要したということと、8号議案のめぐみさんにつきましては、左手母指に後遺症が残りまして、後遺障害14級が認定されたということを含めまして、こういったことから賠償額が高額となっているということでございます。

○右松委員 わかりました。今後の対策も含めてまたいろいろと検討していただければと思っております。以上で終わります。

○緒嶋委員 今度の事故は100%加害者が悪いわけですね。とまっている車に当たっているわけだから。基準がない、行政処分がないから、何も処分はしませんと。この人は初犯ですか。何犯かあるんじゃないか。今まで事故は過去にはないのか。

○江藤管理課長 過去に違反あるいは事故歴があるかについては確認しておりません。

○緒嶋委員 なければいいけれども、県は、行政処分がないから、戒告も何もありませんじゃないかん。今からの時代は、各県も公表する県がふえてきたわけだから、県も議案として出すような事故は公表するとか、初犯じゃなく何犯か前科があればするとかいう一つのルールをつくらにゃ、身内に甘いというのが県民の見方なんです。我々にしても、議会の議員の悪どもがと

言われるのも我々です。審査委員会のメンバーも、県庁職員だけの審査委員会のメンバーじゃないんですか。

○江藤管理課長 御指摘のとおりであります。

○緒嶋委員 それで公平な審査ができると思われませんか、客観的に見た場合。

○江藤管理課長 処分の基準というものを定めておりますので、審査会においてきちんと事案の状況を精査しながら、基準に照らして公正な審査が行われるというふうに考えております。

○緒嶋委員 処分の基準が甘いわけだから、基準だけで見ればそうだけれども、一般的に見ればやっぱり甘い基準になるわけです。800万近い損害を与えながら何も処分もありませんと。求償もできませんと。そういうことは一般ルールからいったら、社会通念からいったら通用しないわけです、我々含めて。これは今の時代に合ったように変えなければ——そういうことで東京都なんかは変えてきているわけです。今度は、基準がないというから仕方がないけれども、今後においては、基準を変えて、だれが見ても公平公正な形で公表もするし、100%悪ければそれなりの対応をまた考えるとか、そういうようなことに持っていかなければならないし、私が名前を公表しろと前から言ったのは、公表するということが運転するほうも緊張感を持って運転するわけです。何回事故をやっても公表されんわけだから、事故をしたことが今まで何も責任を問われんわけです。ある意味では、自分自身を律するものがなければなかなかうまく前に進まない。そういうことをつくらんと、身内に甘いじゃないかということと言われる。自分たちでルールをつくるわけだから、厳しいルールはつくるはずがない。我々でもそうです。社会通念上見た場合、会社なんかだったらこう

いうルールはなかなか通用せんとですよ。個人の負担もあるわけです。そういうことを考えれば、我々もだが、税金を使ってこれは補てんもしなきゃならんということを考えれば、自分自身に厳しいものを自分自身が求めていかなければ、社会通念上通用しないというふうに私は思いますので、今度は今度の基準だから、言われることはわかりますけれども、今後においては総務部とも十分議論して、こういうことで改正されましたというのをこの次の議会では報告してほしいなというぐらいに私は思っておりますが、管理課長、どうですか。

**○江藤管理課長** まず、職員の懲罰と申しますか、いわゆる懲戒処分につきましては、今現在では、例えば免職を受けた職員については氏名を公表という取り扱いになっております。その他の処分につきましては、氏名を除く所属、職位とか年齢とかいう形での公表をしております。職員の処分、いわゆる懲戒処分のあり方等については県土整備部で直接申し上げることはできませんけれども、今、委員のお話のありましたことについてはきちんと総務部のほうに伝えてまいりたいと考えております。

**○緒嶋委員** この職員が県土整備部の職員じゃなければ、こういうことがほかの部で起こっていたわけです。たまたま県土整備部が所管するところのメンバーだからこういうことになったわけですが、どこかの部にあってもこれは考えなければ、このような形で損害賠償の議決をお願いしますというだけではもう済まない時代が来たという認識を県庁みんなが持ってもらうんといかん時代が来た。基準がこうでありますから基準上は何も公表もできませんという時代は過ぎたという認識を県庁職員みんなが持って、できるだけ事故がないようにしなきゃ

ならん。そういうことの自覚を持って今後対応する、そういうことが一番重要だと思いますので、これは我々としては認められませんということにはなかなかなりませんので、今後においてはそういうことを含めて善処していくということ、本当は知事が先頭に立ってやらにゃいかんことです。やはり職員がその気になって、知事や総務部に対してそういう意見が強かったということのを要請してほしい、そういうふうに思うわけですが、管理課長、どうですか。

**○江藤管理課長** 委員が御指摘のとおりの部分、確かにございます。当然、県土整備部だけの問題ではなくて、例えば議案の出し方と申しますか、どこまでお出しするかといったことも全庁的にわたる問題でありますので、いろいろと問題点等もあるかと思っておりますが、そうしたところをまたしっかり検討していく必要があるというふうなことを総務部のほうにもしっかり伝えてまいりたいと考えております。

**○緒嶋委員** お願いします。

**○中野委員** もう1点言わせてください。我々がくどくどと申し上げたのは――6月1日に議長が、教育委員会で非常に不祥事が多いということで注意しましたね。異例のことでしたが、特別注意をしたんです。注意をした中身も、免職処分は公表するけれども、そのほかの懲戒処分については公表もしていないということで、懲戒処分の公表も含めて教育委員会は考えるべきじゃないかという議長の含みもあってやったんです。ところが、6月5日の定例記者会見で知事は、懲戒について今決めているものを変更する意思はないと。我々がせっかく注意をして、お願いするさなかの4～5日たった後には、もう知事が頭から公表の基準を見直せないということを書いてしまっているんです。私は

非常に憤りを感じました。もっとその辺は教育委員会も知事部局もその他も含めて真剣に考えて、そして一つの結論を見出して、新たな基準はこうなりましたということ求めているそのしょっぱなの段階で、一番トップの知事が懲戒処分については公表基準というのは変更する意思はないんだと。記者会見で、6月5日でしたが、記者たちに答える、そのことが新聞に載っておりました。そういうこともあって、今回こういう7号、8号や、今から報告で説明がありますけれども、やはり公務員だから、我々も含めて、こういうことでは律していかないかなという気持ちがあって、それでせめて我々議会に報告するこういうものについては、事故のてんまつをきちんと報告して、我々にきちんとした判断ができるようにするためには、既に東京都を含めて氏名も所属も公表しているんだから、宮崎県もそれに倣ってほしいなという気持ちもあって、いろいろと意見や質問したところですので、ぜひ管理課長、そのことを含めて主管課には申し入れをしてください。お願いしておきます。

**○江藤管理課長** 今、委員がおっしゃった意見もしっかりと伝えてまいります。一つは、懲戒処分の場合の職員の氏名の公表は、確かに総務部のほうで検討ということになるのかもしれませんが、今回の損害賠償の議案で氏名をお出しするかどうかという、どういう観点で出すかということになってきますと、先ほど中野委員もおっしゃったように、委員会の審議の場に十分にたえ得るようなといいますか、十分に説明がつくようなものをお出しする上で氏名の公表をどうするかというお話が一つあるかと思えます。それと加えてもう一つは、懲戒処分を受けた職員の氏名の公表がどこまでなのか

と。それぞれ視点は違いますけれども、同じ公表ということで考えますと、それぞれ十分趣旨を踏まえた上で検討が必要ではないかというふうに考えておりますので、今、委員が言われたことも含めて総務部のほうにはしっかり伝えてまいりたいと思っております。

**○押川委員** 今いろいろ意見が出ておるところでありますけれども、今回の交通事故、300万以上ということで議決を要するからということで議案に上がっているところでもありますけれども、そういう中で、先ほどからありますとおり、教職員の不祥事というのは相当多いということで、こういうものも倣って、懲戒処分を含むものにおいては氏名等ということでお話が出ておりますけれども、教職員の不祥事とこういう交通事故関係、県有車両での事故、そんなにたくさんあるわけではないわけですが、とらえ方としてはどのような判断をされているのか、考え方はどう思っているのでしょうか。

**○江藤管理課長** 教職員であっても県庁の職員でありまして、同じ公務員でありますから、考え方に大きな違いはないといえますか、基本的に同じであるかと思えます。

**○押川委員** そうであれば、ある程度の規定、基準というものが、300万以上で報告をするのであればそこに何らかの基準というものがあってしかりであったのかなという感じがするんです。今いろいろ出ていますけれども、今回の場合においては、我々も議案でありますから受けますけれども、本来であれば、報告であれば、報告の中にそれなりのものが出てきておってもある程度しかりであったのかなという感じはするんです。今回、事故の内容というのは出させていただきましたけれども、我々が最初聞いたと

きには何ら出ていないような状況でしたから、金額によって報告するのであれば、そういう基準というのがある程度の時点であってもしかりであったのではないかなという気がするんです。そういうものも全く今の時点ではないということですね。

○江藤管理課長 それは専決を行うか行わないかといいますか、議案として上げるか専決で報告するかということ……。

○押川委員 専決の場合は要らないですね。議案に上げる場合には——議案に上げてきてこういう問題が議論になっていると思うんです。公表までどうなんだということで、その辺は全然、基準としては今までもないということですね。

○江藤管理課長 議会への議案としての提出、あるいは後ほど出てきます専決の報告についての記載の仕方、それについては特に基準というものはございませんで、ただ、今のお出ししているスタイル、それを従来から踏襲してきているということでもあります。

○押川委員 そういうことがあるからなかなかみ合わない部分が出てくると思うんです。我々議員としても、例えば幹事長会あたりでどうするんだということも協議する必要があると思いますし、皆さん方も関係課部あたりとそこあたりを十分議論していただいて、今後どうするかということにしておかないと、基準のないものでいつまでもずっといくというのはどうかなというふうに思いますから、できればそういう方向でいかれたらどうかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○江藤管理課長 押川委員から御提案がありましたことについては、執行部としても、単に執行部としての考え方を整理するというより

も、議会としてのある程度のまとまったお考えなりを示していただけるのであれば、それはまた大変ありがたいことだと考えております。

○中野委員 関連。専決処分云々とありますが、専決処分であっても氏名も所属も公表しているところが6県、所属のみが14県、氏名だけを公表しているのが1県あるんです。もちろん、議案はさっき言いました。専決処分であっても公表するという大方の流れになっておりますので、そのことは含んでいろいろ担当課に言ってください。お願いします。

○江藤管理課長 当然、検討するということになれば、同じ損害賠償の案件でありますので、議案か報告かの違いということでもありますので、それは同じように取り扱うような形で検討ということになるかと思えます。

○山下委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、今、皆さん方から大変慎重な審議が行われましたが、氏名、所属、そして処分のあり方、今かなり議論があったと思うんですが、公表を求めるかどうかについてはこの委員会だけで判断するというのではなくて、議会全体で対応していくという案件だと思いますので、このうち幹事長会議で協議してもらおうよう私のほうで取り計らいたいと考えますが、よろしいでしょうか。

○緒嶋委員 こういう議論しても、委員会は委員会としての方向性を持たんと委員長報告もできんごとなる。委員長としてのこういう意見があったということは当然言わんと、委員会審議の経過というのを議会で報告できん。幹事長会は幹事長会で議論してもらおうのはいいけれども、委員会でこれだけやって何も本会議で報告もないじゃおかしいわけだから、そういうこと

は関連をつけてやってください。

○山下委員長 委員長報告の中には厳しくこれは入れていきたいと思えます。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは次に、報告に関する説明を求めます。

○江藤管理課長 管理課でございます。

繰越明許費及び事故繰り越しについて御報告いたします。

まず、繰越明許費についてであります。これは、平成23年度からの繰越明許費の確定について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

委員会資料の9ページをお開きください。このページから12ページにかけて、会計区分ごと、各課ごと、事業ごとに記載しております。

11ページの一番下の枠内をごらんください。一般会計の繰越明許費の確定額は210億5,452万3,200円です。繰り越しの理由につきましては、各事業ごとに主な理由を記載しておりますが、用地交渉及び関係機関との調整や工法の検討等に日時を要したことにより工期が確保できなかったことなどによるものであります。

次に、12ページをごらんください。上の段が港湾整備事業特別会計の繰越明許費でございます。繰越確定額は1億9,080万円です。繰り越しの理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。下の段の部合計ですが、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越明許費合計は212億4,532万3,200円となっております。

次に、事故繰り越しにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項において準用いたします

同施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。資料の13ページであります。事故繰り越しとなりましたのは、人にやさしい沿道環境整備事業で、繰越額は522万円です。これは、用地交渉に日時を要したことによるものであります。

繰越明許費及び事故繰り越しにつきましては以上であります。

○永田道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の14ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、県道岩戸延岡線の支障木接触事故以下、物損事故が4件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が2件、支障木接触事故、路上障害物事故が各1件ずつです。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償の範囲は9万3,150円から39万3,130円となっており、すべて道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上ですが、引き続き、道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全管理に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

お手元の委員会資料15ページから16ページをごらんください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の家賃等を滞納している入居者等に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな指導を行っているところでありますが、入居者の公平性を確保する観点から、誠意が見られない入居者に対しましては、明け渡し訴訟等の

法的措置を講じているところであります。表に掲げております6名につきましては、県営住宅の家賃等を長期間滞納するなど、これまでの再三の指導に対しましても誠意が見られないことから、「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例」第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。うち3名につきましては、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと家賃等請求の訴えを提起するものであります。また、残り3名につきましては、滞納している家賃を分割により納付するという旨の申し出があり、やむを得ないものとして和解を行うものであります。表の右の端の専決年月日にそれぞれ専決処分を行ったものであります。

建築住宅課の報告は以上であります。

○中野高速道対策局長 資料17ページをお開きください。先ほど議案7号、8号で御説明しました県有車両による交通事故に伴う他の同乗者4名への人身損害賠償であります。

対象者4名の治療費及び慰謝料についてであります。まず、運転者の子供であります福島未来さんは11万7,250円、及び福島夢来さんにつきましては12万642円の賠償額となります。また、同乗しておりました知人の成川美幸さんにつきましては65万2,515円、その子供であります成川大和さんについては10万9,492円の賠償額となっております。これらにつきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告を申し上げます。

関連しまして、先ほど中野委員から御質問のありました支払いの時期でございますが、福島未来さん、夢来さんの2件につきましては、平成24年2月7日に支払いをされております。3件目の成川美幸さんにつきましては、23年3

月25日、成川大和さんの件につきましては、22年9月30日に支払いがされております。以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑はございませんか。

○凶師委員 15ページの県営住宅の管理上の訴えの件なのですが、木村さんの住所が鹿児島というのはどういうことでしょうか。

○伊藤建築住宅課長 この方につきましては、明け渡しを要求しまして、一応退去されております。現在、鹿児島にいらっしゃるんですけども、ただ、所有物の物が残っていらっしゃるということで、それで建物を明け渡しされていないということで、あわせて明け渡しの請求をしているところでございます。

○凶師委員 今後、訴えられている3名の方の推移というか、経過はどのような流れになるか、わかっていれば教えてください。

○伊藤建築住宅課長 訴えをした方々の3名ですけれども、まず3名につきましては、訴訟を行いまして、裁判に入ることになりました。裁判上で判決が出るというふうに思っております。

○凶師委員 わかりました。

○山下委員長 なければ、その他報告事項に入りますけれども、よろしいですか。

それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○伊藤建築住宅課長 建築住宅課であります。

お手元の委員会資料の19ページをごらんください。県北地区県営住宅への指定管理者制度の導入について御報告をいたします。

1の管理運営実績であります。延岡土木事務所管内の指定管理につきましては、管内の県営

住宅13団地1,308戸について、平成22年度から延岡日向宅建協同組合が指定管理者として管理運営を行っているところであります。

(4)の管理運営の状況であります。指定管理者制度導入前の平成21年度と比べますと、各種申請書の受付窓口の拡大や、受付時間の延長、年中無休の窓口を開設するなどの取り組みがなされており、また家賃の徴収率も大幅に向上する結果となっております。

(5)の評価であります。きめ細かなサービスが提供され、アンケート調査等を見ても、住民の満足度も高いものとなっております。また、職員の能力向上に努め、県と連携をとり合いながら業務を進めるなど、十分な管理運営が行われているところであります。

次に、20ページをごらんください。2の県北地区（日向・延岡土木事務所及び西臼杵支庁）の募集方針（案）についてであります。(1)の導入方法であります。前回に引き続き、延岡市と共同で募集、選定を行いたいと考えております。

(2)の業務範囲であります。現在の延岡土木事務所管内に日向土木事務所と西臼杵支庁の管内を加えた計27団地2,206戸を対象とする管理区域の拡大を行うものであります。なお、今回の拡大により、県内すべての県営住宅が指定管理者による管理となる予定であります。

(3)の指定期間は、前回と同じく3年としております。

(4)の基準価格であります。前回と比べ管理戸数が増加したことにより、年額5,974万6,000円としております。

(6)の選定につきましては、1次審査で申請書類による資格審査を行い、その後、指定管理者候補者選定委員会による2次審査において

選定することとしております。なお、選定委員会は外部委員の5名から構成されております。

(7)の今後のスケジュールにつきましては、ごらんとおりでございますが、10月の第2回の選定委員会による候補者の選定の後、11月議会にて指定管理者の承認をお願いしたいというふうに考えております。

建築住宅課からの報告は以上であります。

**○山下委員長** 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○山下委員長** なければ、そのほか何かありませんか。

**○緒嶋委員** きのうも坂口議員の補助公共、交付金事業等についての議論があつたんですけれども、宮崎県は毎年、県土整備部、また環境森林部、農政水産部、すべて予算が減額されておるわけです。地域自主戦略交付金等は、国の査定というか、予算決定の中で決め方が、1号算定、2号算定とあるわけですね。継続事業の1号算定が少なくなれば全体的に交付金は減ってくるということになるので、去年もそうだったんですが、ことしも減ってくる。ますます継続事業でこういう公共事業予算を減額していけば、県の基盤、社会資本の整備はまだほかの県に比べておくれしておるのに、公共事業予算が減ればますますって国の交付金は減ってくるという、地域の要望と逆の形の予算配分になってくる。何としても公共事業を、宮崎県自身の継続事業を含めてのそういう公共事業の額をふやしていかにと交付金もふえてこんというふうにするわけなんですけれども、来年度以降に向かって、こういう形では佐賀県よりも少ない。熊本市ですら交付金で62~63億もらっておるわけで

す。宮崎県は64億でしょう——合わせて83億であります。宮崎県は県民のニーズに合わないような予算を組んでいくということになると、社会資本の整備というのはますます、ほかの地域、予算を組んでおるところからすると乖離する、ギャップがふえてくる、整備がおくれるということになると思うんですけれども、このあたりを県土整備部として、これは農政水産部も環境森林部も言えることですが、この対策というのは、公共事業予算、そのことは公共事業関係の建設産業、また雇用の問題とか県の景気対策にも関連するわけですが、そういうことを含めた場合に、今後どういうことをもって交付金とか補助金とかの増額を図ろうとしておるのか。県の予算との乖離した発想の中ではなかなか難しいわけですが、やはりこれはほかの県と——きのうの質問でもあったとおり、これだけ減っては困るわけです。直轄の事業はふえましたからというのは、ある意味では言いわけでしかないと思はるわけです。やはりあくまでも県の自主交付金を使ったそういう事業、補助金を使った事業等がふえなければならぬわけですので、そのあたりの今後の県土整備部としての将来展望をどのように進めようとしておられるのか、お聞かせ願いたいと思うんです。なかなか難しいと思うんですけれども、どうですか。

**○濱田県土整備部長** 今年度の国からの補助交付金事業の内示につきましては、今、緒嶋委員御指摘のとおりでございます。実は昨年度、23年度につきましても、2月議会で減額補正という形になりまして、その際にも来年度はこういうことがないようにという御指摘をいただきました。私ども県土整備部、部長以下、予算獲得に向け、頑張ってきたつもりではございますけ

れども、ふたをあけてみますとこういう非常に残念な結果になりまして、私どもなぜなんだという思いは持っております。ただしかしながら、いつまでも愚痴っていてもしょうがないわけでごさいます、後をどうするかでございませけれども、これはなかなか我々事務方ではいかんともしがたい部分もございます。我々が期待するところは、後は国のほうで補正予算を組んでいただければ、これをまたお願いしていくということに尽きるかなというふうに思っております。

きのうも私、答弁で申し上げましたとおり、これだけ予算が急激に減少しますといろいろな面で、もちろん社会資本の整備、計画どおりの整備ができない、ひいては県民生活の利便性向上にも支障を来しますし、また地域の経済向上を支えております建設業界に対する影響等も懸念はしているところでございます。これにつきましては、知事にも私のほうからも十分お伝えはしております、知事からも、補正予算等の確保に向けては自分としても精いっぱい頑張っていくというお言葉はちょうだいしているところでございます。ちょっとお答えにならないですが、現時点で私どもの考えはそういうことでございます。

**○緒嶋委員** 県が特別枠で50億組まれたということがありますね、今度の特別景気対策的なもの。しかし、そのことはあくまでも県単であるので、補助公共とか交付金事業との関連性というのはないんじゃないかなと。それがふえることで交付金事業がふえればいいんですけれども、それは関係ないから、国の交付金というのは、景気対策で50億組んだからそのことで翌年度は交付金がふえますということには関連性がないと思うんですが、そのあたりはどうです

か。

○江藤管理課長 今年度、公共三部は、一部非公共事業もございましたけれども、約50億、特別枠ということで予算措置をしたところであります。基本的に県土整備部としましては、それについては県単公共事業を組んだということですが、農政等については補助公共の活用も一部あったようでございますけれども、県土整備部として動ける分というのは、委員が言われるように、県単でここ3年ほど大体15億から20億を超える程度のものは何とか措置できているところでありますけれども、言われるように、補助交付金事業についてはこれは全く別話でありまして、国の全体的な補助公共の全国枠、それをいかに確保するかということから始まると思っております。その上で、特に社会資本整備のおくれた地方へのより重点的な配分、そういったところを強く今後とも求めていかざるを得ないということでありまして、ここ数年の状況としては非常に厳しい状況が続いておりますけれども、部長も申し上げたとおり、とにかくまず予算の確保、国の経済対策等の実施が見込めればそれが一番ありがたい話ですけれども、とにかく継続して予算の確保については積極的に取り組んでまいりたいということで考えております。

○緒嶋委員 それとやはり新規採択箇所をふやしていかなければ予算は減っていく。一つの事業が終わるまでは新規を採択できないということであれば、毎年、継続事業は減っていくわけですので、新規をどうそれと組み合わせるかということが重要なことになるんじゃないかなという気がするんですけれども、そのあたりをうまく組み合わせると、継続事業だけで1号算定でやられれば、何とかしてくれとって

も、ある意味では毎年減るわけです。その辺のテクニックというか、それも必要じゃないかと思うんですけれども、そのあたりはどうか。

○濱田県土整備部長 社会資本の整備につきましては、長期的なスパンに立ちまして、道路にしる、河川にしる、長期的な見通しに立ってやっております、当然、新規事業につきましても毎年度新たに立ち上げていくという計画にはなっております。ただ、現実的には、国からの内示額によっては、まことに残念ながら、新規で立ち上げる予定であった箇所もなかなか立ち上げられなくなっているというのが今の状況でございます、我々としては長期的な見通しを持って、当然、新規事業についても要望はしておりますし、できればそういった形で計画的にやっていくためにも必要な額の予算が必要であるということは今後引き続き国に訴えてまいりたい、こういうふうに考えております。

○緒嶋委員 いずれにしてもそれをふやさんと、今、予算配分がどうしても、算術的に、継続事業がどれだけあるかで全国を案分してやるというような、地域に配慮するというのがほとんどないわけです。社会資本の整備がおくれておるところをふやすという視点が——特に2号算定というのは道路延長やらで決まるわけですね。それが金額が少ないから、宮崎県のような整備がおくれて延長の長いところがあっても予算配分はなかなかふえない。ほとんど1号算定の継続事業を中心にやるということでありますので、何としても本当は2号算定——特におくれておるところに余計に予算をやってもらえありがたいんだけど、それが無い以上は、今のルールでいけばなかなか容易じゃないと思うんですけれども、来年度はこの厳しさをクリアす

る方法は何かありますか。

**○谷口道路建設課長** 今回の内示で特に厳しかったのが道路予算でございまして、先ほど委員からございました一括交付金の枠、フレームにつきましても、来年度、内閣府のほうで進められるわけですけれども、例えば23年から24年に2号算定の分がふやされました。その関係もありまして、来年度またその枠が広がるのか、あるいは算定のやり方がどうなるのか、今から国のほうも動いてくると思いますので、その辺を十分アンテナを張りまして、情報をとりまして、どういった要望の仕方が本県の配分にとって一番有利なのかというのを含めまして、十分勉強、研究しながら、今後の対応をしていきたいというふうに考えています。

**○緒嶋委員** 九州行政機構なんかの問題の中でも、宮崎県がこのままの状態と一緒になくても宮崎県のためになるのかと私たちは危惧の念を持っているわけです。社会資本も、均衡ある発展じゃないけれども、全体が同じような条件の中で九州が一体にならなければ、おくれたまま宮崎県と一緒になくても、最後まで、いつまでたってもほかの県のレベルにはならんのかな。できるだけ国が地方分権の中で九州や近畿圏が頑張れというようなことを支援されても、形の上で予算的に支援がなければ、宮崎県は九州広域機構は反対と言ったほうが宮崎県のためになると私は思うんです。それぐらいのことを考えていかんと、本当に均衡ある発展の中で九州が一体になるなら我々は賛成だけれども、その条件がない以上はそれに進むべきじゃないという気持ちが私はしておりますので、そういうことも含めて、宮崎県がどうあるべきか、知事もそこまで考えて宮崎県の目線で頑張ってもらわないかんわけですが、そういう思

いもありますので、予算要求をどういう方法で宮崎県は国に要求するか、県の中で知事とも十分議論しながら、知事を先頭に頑張ってもらわないかんのだが、知事のそういう姿がなかなか見えんというのがみんなの今の見方ですので、ぜひ県土整備部もそういう意味では知事との接点も多く持って、県土整備部としての意見を十分伝えてほしい。そのことが知事に伝わっておるのかなという気がするわけですが、そのあたりはどうですか。十分伝わっておるんですか、知事に。

**○濱田県土整備部長** 今回の予算の問題につきましては、私、知事室に伺いまして御説明申し上げた上で、機会あるごとに国のほうにぜひ要望に行っていただきたいということを申し上げまして、知事からも、「わかりました。やります」というお答えはいただいておりますので、今後、国の景気対策がどうなるかというのとはわかりませんが、機会あるごとに知事を先頭に予算確保に向けて頑張ってもらいたいと考えております。

**○緒嶋委員** お願いします。

**○中野委員** ちょっとローカルな話をして申しわけありませんが、継続事業については予算がついたというような話でしたが、そうなんですか。

**○濱田県土整備部長** 継続事業につきましては、国からの内示額の範囲内でそれなりの配分はしているはずでございます。

**○中野委員** 例えば石阿弥陀五日市線の鍋倉工区、これはことしの4月の土木事務所の話では、完全に本年度中で完成しますと。用地交渉や非常に協力されたので、しますということだったんですが、現実はその配分が100%なかったんです。これは予算のどの部分が足らなかつ

たんですか。

○谷口道路建設課長 石阿弥陀五日市線の鍋倉工区、本年度の箇所づけは、御承知とと思いますが、6,000万円つけております。今回、特に道路の内示が厳しくて、道路の改築系の事業におきまして、通常、義務額と言われる部分、大型工事なんかを発注しまして年割りで払わなければならない部分とか、高速のインター関連でも必ず完成させなければいけないとかいうのが、うちの課の持っている予算の中で内示が90億に対して70億ということで、あと20億でほかの工区を回さなければいけないという非常に厳しい状況がありまして、要望どおりにはつけられていないというのが現状でございます。

○中野委員 継続事業はその分だけついたような話でしたが、そうではないということですね。継続事業であっても満額予算はつかなかったということですか。

○谷口道路建設課長 当然、要望どおりにはつけられていないというのが現状です。

○中野委員 完成しますと4月に言ったのに、予算は2月の定例議会で通しましたね。満額してもらわんと、これは困った話ですね。

○谷口道路建設課長 先ほども申しましたけれども、厳しい予算の事情もありまして、本年度は6,000万、完成の予定としては25年度ということで考えております。

○中野委員 この路線も東から西に工事をするということで、鍋倉工区が終われば今度は東からの入り口の五日市、杉水流の改良工事、これは部長が詳しいと思いますが、所長のときからの懸案事項なんです。そっちのほうは物すごくおくれるということになりますので、早く、補正のときには優先して鍋倉工区にはつけていただいて、来年度からは五日市からのほうを早速

手をつけていただくよう、よろしく願いしておきます。

○山下委員長 個別案件ですけれども、県土整備部長、何かありますか。よろしいですか。

なければ、これで県土整備部の審査を終わります。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

---

午後2時36分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、21日、あしたですが、行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時37分散会

平成24年6月21日（木曜日）

---

午後1時30分再開

---

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	重松	幸次郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		中野	一則
委員		押川	修一郎
委員		右松	隆央
委員		田口	雄二
委員		凶師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主任主事	大山	孝治
議事課主査	関谷	幸二

---

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第2号、第4号、第6号、第7号、第8号及び報告第3号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外5件については原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。まず、請願第21号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、お諮りいたします。請願第21号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、請願第21号は継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

---

午後2時0分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月20日（金）に開催を予定してお

ります。当同盟会は当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うこととなっております。この報告に当たって、お手元に配付の委員長報告骨子（案）をもとに行いたいと思っておりますが、御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 分休憩

---

午後 2 時 2 分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、総会における委員長報告につきましては、詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後 1 時30分から基調講演、午後 2 時10分から総会となりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。

7 月は、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の前々日、18日（水）に高速道路の整備等についての説明を受け、質疑を行った後、総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、県外調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 分休憩

---

午後 2 時 9 分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、10月16日から18日

にかけて、ただいまの御意見を踏まえて実施することとし、詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日連絡いたしますので、よろしくお願いをいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 何もなければ、これで委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 2 時10分閉会